

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年9月12日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年9月12日（月曜日）午前9時00分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第94号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄  
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也  
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 小野田直美 山田辰也  
山口洋一 滝川健司 中西宏彰  
議長 長田共永

欠席委員（2名）

委員 柴田賢治郎 村田康助

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代  
書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、柴田賢治郎委員及び村田康助委員から欠席届が出ておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案のうち第94号議案 令和3年度新城市一般会計決算認定から第117号議案 令和3年度新城市下水道事業会計決算認定まで並びに第120号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第5号）及び第121号議案 令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の26議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いをいたします。

第94号議案 令和3年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入1款市税の質疑に入ります。

質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第94号議案 令和3年度新城市一般会計決算認定について、歳入1款市税、市民税、個人10ページであります。

滞納繰越分について、収納率が47.5%ですが、収納率が低い要因と今後の対策をお願いします。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫税務課債権管理室長 市民税の滞納繰越分の収納率が低い要因につきましては、納税意識の低い納税義務者や財産がないため担税能力が乏しい納税義務者の滞納分がかさみ、納付につながらないことが収納率の上昇しない要因であると考えます。なお、平成28年度から令和3年度までの市民税滞納繰越分

の収納率は28%台から47%台で推移しております。

今後の対策につきましては、市民税に限らず、市税全般に共通することですけれども、滞納の早期解消のため、納付意識を向上させ、自主納付へ導けるよう納税折衝を継続して行っていくこと、納税折衝にもかかわらず納付に応じない滞納者には、財産調査を行い、納付資力が判明した場合には、東三河広域連合徴収課への移管を含め、滞納処分による徴収を行うことです。また、財産がないなど資力の乏しい方には相談等で、行方不明の方や外国人で国へ帰られた方に対しては、所在等を確認して徴収停止等の手続を進めてまいります。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

先ほど、私、質疑のほうで収納率が低いと、47.5%という数字が低いというようにちょっと断定してしまいましたが、基本的にこの全国的な平均値だとか、県内各市町村だとか、この東三河の市町村と比較して、何か特徴というか、高いのか低いのか、そのような評価はありますか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫税務課債権管理室長 全国的にどうか、東三河でというところなのですが、数字的なものは、よく似通ったところかなというように思っておりますけれども、新城市としまして、この令和に入ってからですけれども、その滞納繰越分の徴収率というのは、少しずつでありますけれども伸びてきていると。この状況を今後も続けていきたいというように考えております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

1款市税、固定資産税、固定資産税10ページであります。

こちらも滞納繰越分について、収納率が



いることとなりました。これまでは、2016年森林資源現況調査の数値でございました。2020年の最新の数値になりましたところ、私有林人工林面積、林野率とも減少に転じたことから、案分率も減少になりまして、森林環境譲与税自体が減額というようになったところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

この人口も30%、割合として入っていると思うんですが、人口減少はそれほど大きな減額の要因ではなかったという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 人口のほうは、27年の国勢調査の数字をそのまま使っておりますのでまだ影響はないのですが、今後影響してくるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入2款地方譲与税の質疑を終了します。

次に、歳入14款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、14款分担金及び負担金、負担金の民生費負担金18ページです。

2点ございます。

(1) 不納欠損額の詳細について伺う。

(2) 本件の不納欠損に対する対応を伺う。

以上、お願いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 不納欠損額について2点質疑をいただきましたので、1点目の不納欠損額の詳細については、保育所保育料が5件で6万9,200円、保育所使用料が2

件で1万200円です。

2点目の不納欠損に対する対応につきましては、離婚による納付義務者の転出など居所不明等により連絡がとれず、5年間の時効期間を経過したことによるものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入14款分担金及び負担金の質疑を終了します。

次に、歳入15款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、村田康助委員におきましては、欠席届が出ておりますので、次に入ります。

質疑なしと認めます。

歳入15款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款1項3目広報広聴費、広報活動事業84ページであります。

印刷製本費が当初予算額1,161万6千円に対して、決算額が713万6,262円と減額となった要因と目標達成度への影響をお願いします。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 印刷製本費につきましては、広報ほのかに係るデザイン、レイアウト等を含む印刷製本一式の予算になります。

減額につきましては、入札による入札残が大きな要因になります。

そのほかの要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、イベントだとか各種教室等が中止になったことがページ数の減の要因となっております。

広報印刷製本に係る契約につきましては、1ページ当たりの単価契約を交わしていることから、行事等のお知らせをする情報が減少したことによりページ数が少なくなりまして、平常時よりも支出が少なくなっておるところでございます。

この減額の要因から目標達成度への影響でございますけれども、紙による広報紙を毎月読んでいる人の割合に出ていると推察します。

紙による広報紙を毎月読んでいる人の割合は、昨年度よりも約9%減っており、市民モニターの回答では45.6%です。

新型コロナウイルス感染症による閉塞感や長期にわたる自粛行動に広報でお伝えすることが、広報紙を毎月楽しみに読んでいただくことを希薄にしていることだと分析しております。

一方、見方を変えますと、SNS等の進展によりまして、情報を入手する方法が変容してきているところでございます。そうしたことから、広報紙を実際手に取って読む方は、以前と比較しまして減少傾向にあると認識しております。様々な媒体を通じまして市の情報を取得できるように、広報紙をスマートフォンなどで配信したり、LINEやFacebookなどタイムリーな行政情報等を配信することで、相対的に広報紙を毎月読んでいる人の割合を減らしているのではないかと分析しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解いたしました。

それでは、続きまして2款1項8目車両管理費、車両管理事業90ページであります。

委託料（一般分）が当初予算額1,045万円に対して、決算額531万7,576円に減額となった要因をお願いします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 事業の内容ですけれども、庁用バスの運転業務を外部業者に委託し

ている、こんな事業となります。

令和3年度ですけれども、入札の結果、金額が880万7,370円で契約をいたしました。ですが、折からの新型コロナウイルスの感染症拡大防止という動きが全国的にありますので、それで各部署で予定しておりました会議ですとか行事、こういったものが中止になるということがありまして、当初の想定よりも運行回数が減少しました。そのため、運行実績に基づいて2回契約変更を行いまして、その結果、348万9,794円の減額をしたということが主な要因でございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 こちらも説明で理解いたしました。

それでは、続きまして2款1項14目交通安全対策費、交通安全対策事業100ページであります。

補助金が当初予算額131万6千円に対し、決算額42万6,270円に減額となっておりますが、この事業の補助実績と事業の評価をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 こちらの補助金ですけれども、2点ございます。

まず1点が、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付事業と自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付事業、この2点になります。

補助実績としましては、まず、高齢者安全運転支援装置、こちらのほうの補助金ですけれども、申請件数が13件、これは13台分になります。総額20万5,000円を補助いたしました。当初予算では、障害物検知機能ありを10台分、障害物検知機能なしを30台分、計40台分を計上しておりましたけれども、実績としましては検知機能ありが4台、検知機能なしが9台という結果となりました。

もう一方の自転車の乗車用ヘルメット、こちらの補助金ですけれども、申請件数が106

件。これはヘルメットでいうと114個分です。総額22万1,270円を補助いたしました。当初予算では258個分を計上しておりましたけれども、実績としましては114個分となりました。

こちらの事業の評価についてですけれども、高齢者安全運転支援装置の設置促進の補助金、こちらにつきましては見込み台数よりも低い結果ということとなりましたけれども、少数ですが、運転される方の命の安全と、御本人、それから、御家族の安心を確保できたということは大きいかなと思っております。

次に、自転車乗車用ヘルメット、こちらの補助金についてですけれども、これも予定個数よりも低い結果となりました。この事業は令和3年度から始まったという事業でありますけれども、ヘルメットというのは、これまでかぶる意識というのがなかったというものですので、これをかぶる意識にするということがかなり困難かなとも思われましたが、予定の5割弱補助できたということで、命の安全に貢献できたということは喜ばしいことかと考えております。

どちらの補助金につきましても、1人でも多くの命を守るために今後もPRを行い、利用の向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 佐宗龍俊委員。

**○佐宗龍俊委員** この事業については、やはり市民の安全という部分で、もっともっと知っていただいて、活用していただいて、こういう予算をいっぱい使えるようにしていただけるといいなというように思ったのですが、この周知方法ですとか、市民に知らない方が大勢みえるので、つけたいんだけどつけてないだとかいう方、それから、知ってはいるんだけど、ちょっと補助額だけだとなかなか装置をつけにくいだとかということがあると思うんですが、その周知方法、市民がより使えるようにというように、何かそういう努力と

いうのはこの令和3年度、行われたのでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 松井行政課長。

**○松井哲也行政課長** どちらの補助金も基本的な、例えば、広報ほのかに載せるですとかティーズ放送するとか、そういったものはどちらも行っております。まず、安全運転支援装置ですけれども、これは、いわゆる地元のモータースさんとかディーラーさんに御家族が何かいいものがないかというような相談に来た結果、その補助金を知ってつけるというパターンが非常に多いということが聞き取りで分かりましたので、市内のそういった自動車販売業者というんですかね、モータースさん、そういったところにチラシ等を周知してやってもらうようにしております。

ただ、その相談を受けた結果、補助金をつけるのではなく、新しい車を買うというような流れになるということも聞いておりますので、それはそれでよろしいことかなと思えます。

あと自転車のほうですけれども、これも始まったということがありまして、各学校にも周知するというのもしましたし、市内の自転車の販売業者さん、こちらのほうにも周知しておりますので、そういったお店でヘルメットを買うという相談があったときには、この安全規格の物を買えば市のほうから補助が出るよというようなことで、その事業者さんを通じてこちらのほうに補助してもらえということがあります。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 佐宗龍俊委員。

**○佐宗龍俊委員** よく分かりました。

引き続き周知徹底して、数多くの補助を使っていたできるようにしていただきたいなというように思います。

それでは、続きまして2款2項2目賦課徴収費、市税還付経費118ページであります。

当初予算額2,170万3千円に対し、決算額

3,443万5,659円に増額となった要因をお願いします。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 当初予算額に対しまして決算額が増額となった要因といたしましては、市内製造業1者の法人市民税について、平成31年分の所得の更正により1,786万6,100円の還付金が生じたためでございます。

更正の内容につきましては、他国間での取引を適正価格で行うための移転価格税制の相互協議により、法人税割額が減額となったことにより、多額の還付が発生したものでございます。

これは令和3年7月に県からの市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知によりまして判明したもので、当初予算計上分の還付金及び予備費充用により早急に対応をいたしました。

また、そのほか想定される年間還付金の予算につきましては、補正予算で対応しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 よく分かりました。

それでは、続きまして2款3項1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業120ページであります。

交付金が当初予算額2,385万5千円に対し決算額1,483万5,200円に減額となった要因と目標達成度への影響をお願いします。

○丸山隆弘委員長 杉本市民課長。

○杉本晶子市民課長 この交付金は、個人番号カード、マイナンバーカード関連事務の委任等に関わるもの、主にカード作成費などに対するものですが、指定された地方公共団体情報システム機構に支払うものです。交付金の見込額は、当初予算編成中に国から示されず、自治体の多くは、国の概算要求額を基に、人口規模を踏まえて自治体ごとの交付額を算定し、当初予算額として計上しています。本

市も同様に算定・計上しましたが、年度末までに交付金額が確定しなかったため、予算額と決算額に乖離が生じたものです。

これは、あくまで予算額と決算額との差であり、本市としては、当初目標設定したマイナンバーカード交付率40%に対しまして、42.7%の実績だったことから、目標達成度への影響はないと考えています。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業88ページです。

(1) 事業の実施内容について詳細を伺う。

(2) についてですが、ちょっと私のほうが主要施策成果報告書の注意欄のところを見落としておりましたが、建物系施設延床面積縮減率の実績値が目標値を大きく下回っていることに対する認識を伺うということを出させていただいておりますが、注意欄のほうで理解はさせていただきましたので、2問目のほうで質疑のほうをさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 大橋資産管理室長。

○大橋健二財政課資産管理室長 事業の実施内容につきましては、委託料一般分の決算額1,184万400円につきましては、公共施設マネジメント支援システムに係るもので、うち68万2,000円につきましては毎年度必要なシステム保守委託料、1,069万7,000円につきましてはシステム改良業務委託料となっております。

システム改良の内容につきましては、システムに施設の劣化度調査の記録を登録できるように整備を行い、登録したデータにより施設の改修工事等の優先順位表の出力や概算工事費の算出を可能としたものでございます。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 理解のほうをさせていただきました。

(1) について再質疑ですが、保全計画システムの改修ということで御紹介がございましたが、先ほどの施設データを読み込ませることで、工事の優先順位算定や保全計画の作成ツールとして利用できるということでしたが、それは再度再入力データとして必要になるのか、あくまで施設データとして用意してあるものを取り込む取込口みたいな自動で取り込むことができるのか、その点について確認をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 大橋資産管理室長。

○大橋健二財政課資産管理室長 改良につきましては、システムのほうへそういったデータのほうを登録可能な状態にしたということで、登録自体は職員のほうで打込みをしています。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 そのように理解させていただきました。

(2) についてですが、目標値の内容については理解をしましたが、そうはいつでも30年間で30%というところで、去年が1.3%、そこから2%ということで、0.7%の上昇というように理解をさせていただきます。

その状況を確認しますと、なかなかこの縮減というものが伸び悩んでいるのかなという印象も受けるのですが、その点について、認識があればお伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋資産管理室長。

○大橋健二財政課資産管理室長 目標の30%というのは非常に難しいものであるというように認識しております。今後も施設の機能の集約等により公共施設の全体の数を減らしていこうという目標は変わりませんが、まず、機能集約する建物を整備して、その後に古い施設を解体していくということで、増えたり減ったりというのを繰り返しながら徐々に減らしていくということなのですが、なかなか減らすということにつきましても、単に役割を終えたから解体とすんなりいくわけで

もございませんので非常に難しいのですが、目標値は人口減少の30%というところがございますので、そちらの目標値は大きく変わることはないと考えておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2款1項9目企画費、新城公共商社推進事業92ページです。

(1) 新城公共商社設立審議会での協議内容。

(2) 事業成果。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社設立審議会につきまして2点御質疑をいただきました。

まず、1点目の協議内容でございますけれども、新城公共商社は、市民と事業者をつなぎ、新城のいいものを守り、育て、次世代へ継承するということを目指しているものであります。特に事業経営者の高齢化が進む市内の小規模事業者や、いいものであるにもかかわらずあまり知られていないような商品を丁寧に拾い上げて、情報発信や販路開拓の支援を図ると、そういうことで事業者の商品力を高めていく必要があると、そういったことを踏まえて慎重に協議をまいりました。

内容につきましては、4回、審議会のほうを開催しておりまして、事業者及び商品それぞれの選定基準や事業者カルテの内容、それから様式、事業者カルテの活用方法、また、愛知大学との連携による市民ニーズの調査結果などについて審議をまいりました。

2点目の事業成果でございますが、令和3年度は、緊急事態宣言であるとか厳重警戒措置等の中ではございましたけれども、11件の事業者へヒアリング等を実施した結果、ウ

ウェブなどで一般的に公開されている情報だけでは分からない、それぞれの事業者の現状と課題というものを把握することができました。事業者への書面でのアンケート調査、それから、そのアンケートに基づく、まずは簡易カルテというものを作成して、次に直接行いました事業者ヒアリング、その結果と合わせて、最終的に審議会で審議をした基準を満たした基礎カルテとなります事業者カルテを作成することができました。また、その過程で、時間はかかるものの、事業者との信頼関係をより深く構築するという、そういうことができた部分というのは、形には現れない部分ではありますが、成果であると考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1番は理解しました。

2番の再質疑を行います。

データの作成を中心に行われたと思いますが、先ほども言われましたけど、市内事業者との信頼関係をしっかりと結んでいく、このカルテづくりというのは丁寧に行っていくべきだと思うのですが、事業を行う予定の基本計画のスケジュールを見ますと、令和3年度はウェブページ制作やマッチングの相談受付ということが書かれてあります。これらは行われなかったということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ウェブページ作成、それから事業者とのマッチングにつきましては、令和3年度、行うことができませんでした。

先ほども少し触れさせていただきましたが、コロナ禍ということで、思うように事業者ヒアリングというものが進まなかったというのが1つの要因かなと、思うところがございますが、事業者ヒアリングを進めていく中で、やはりそれぞれの事業者さんに課題等があるということが、何度かヒアリングを行っていくうちに分かってきたというように委託

をした業者のほうから聞いております。

まずはそうした事業者が抱える今の課題などを拾い上げて、それを持っているだけではやっぱり解決につながりませんので、それをできるだけ早く、どういった形がいいか検討しながら公表していくと、活用していくと、そうしたことが早急に望まれているかなと、そのように考えているところであります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 歳出2款1項9目企画費、新城公共商社推進事業92ページ、主要施策成果報告書は14ですが、小野田直美委員の説明の中から2問目から入りたいと思います。

私は、この公共商社というのは、当初からあまりいいものじゃないと疑問に思っている点があるものですから、先ほどの市民と事業者をつなぐことができたという話なんですけど、市民と事業者とどういふようにつないだんですかね。説明をお願いします。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 市民と事業者をつなぐ、ちゃんとそこまで形として現れたというわけではない、まだそういったところの状況にいていないというのが現状かなと思います。

今回、令和3年度につきましては、まずは、先ほど申し上げた事業者カルテにつきまして作成の業務をしましてまいりました。作成するにあたっては、様式、それから内容等、まずは審議会のほうでその選定の基準というものをつくることができました、それに基づく事業者カルテというのを作成してきたと。思うように進まないところもございましたけれども、何者か候補を上げる事業者の中で、11件の事業者カルテというものを作成できたと、そのようなところでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 思うように進まないという

答弁だったんですが、425万1,826円ですね。400万円使って思うように進まない。11件があったということですけど、この11件というのはどのような業種なんですか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 思うように進まなかったという部分につきましては、コロナ禍による緊急事態宣言、厳重警戒措置等ございましたが、事業者さんのところにヒアリングに行く、そういうことがまず困難であったということところが思うような計画どおりに進まなかったという部分でございます。

11件、事業者カルテというものを作成したわけですが、業種は様々でございます。新城のいいもの、残しておきたいものというものをピックアップさせていただいた、小売業が主になりますけれども、あと農業の事業者の方もおみえになります。そうした事業者へ何度かヒアリングをさせていただいた結果、1つの事業者カルテという形でまとめさせていただいたというものでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 400万円も使って11件ばかりですかね。これ、コロナで聞き取りが困難だと言いましたけど、今、リモートとか電話があるんですけど、何でこの11件しかできなかったんですか。電話でも1日11件ぐらいできるんですけど、これ、少し職務に力が入ってないんじゃないですか。この11件という聞き取りの方法を教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まずは先ほど申し上げました、簡易のカルテというものを作ります。その前に事前に郵送等、電話等でアンケートなども行いまして、最終的には直接事業者さんのところにヒアリングにお伺いする。1度や2度ヒアリングをただけでは、やはりその事業者の方の本当に抱える課題というか、問題になっているところだとか、そうし

た部分がかみにくいということがございますので、何度か足を運んでいくことで、真の課題に近づけていけたのかなというような考えを持っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 何度も足を運ばなくても、市内の商工業者は皆、知っているんですよ。課題は既に山湊をつくったときからもうずっと来ているんですよ。行政は商売はできないと私は思っているものですから、このお金を使って調べたということですけど、これ、委託業務というのは庁内の中ですか、それともどこかに外注で業務委託したんですか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 市内事業者には業務委託をしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 業務委託をしなくても庁内で調べれば分かることだし、これ、先ほど11件しかやっていない。1年かけて11件ですから大したことないんですけど、市内の業者というんですけど、いいものとか小売とか、そういうことを先ほど言っていましたけど、例えばどのようなものがあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回委託をさせていただきました奥三河ビジョンフォーラムでございますが、委託の内容については事業者カルテの作成。これは様式の作成からカルテを作成するまでということになりますけれども、それから、事業者の選定基準、商品の選定基準、それらを作成すること、事業者カルテを今後どう活用していくかと、そうした提案なども含めて委託をさせていただいております。

具体的な商品でございますけれども、まだカルテを作成途中ではございますが、今後、事業者カルテとしてまとめたものをどうふう活用していくのか、どうやってその内

容を広報していくのか、公開していくのか、そうしたところを早急に進めていくということが望まれているところかなと思いますので、今後そちらのほうを進めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、ケチをつけているわけじゃないんですけど。公共商社推進ですね。商社というのは利益を追求するのが基本なんですよね。行政はそれをお手伝いしているとは言ってますけど、新城市の、皆さん見れば分かりますけど、もう店、どんどん閉めていっちゃっているんですよ。先ほどいろんな事業者と言いましたが、今、第2世代が継ぐ事業者というのは、この新城市内は大分少ないんですよ。

こういうカルテとかデータベースをつくっても、それが身になるのかなと私、いつも思っているんです。この成果、課題があるんですけど、一番の課題は、いいものを紹介するだけじゃなくて、新城市の商店街を見て、これをどういうように。データをつくったりカルテをつくれれば新城市内が発展するという、そういう言い方だとは思いますが、その辺の将来性について検討されたんですかね。もう店、どんどんやめてっちゃうんです。10年もすれば、多分店なくなると思うんです。その辺、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委員がおっしゃるとおり、課題としてそうした部分がございます。今回、事業者カルテとして情報を集約したわけですが、まずはその集約した情報をどのように発信して活用できるものとしていくかということが大きな課題の1つかなと思います。

このカルテの活用については、今後、具体的な事業として着手をしていくことになりまらけれども、ずっと持っていただけでは貴重な情報というのが埋もれていってしまいます。

事業者カルテにつきましては、それぞれの事業者が抱える課題と申し上げましたが、当然、その事業継承のことについても課題として上がってきますので、一般的な事業継承という言葉よりは、より深く事業者ヒアリングをしていく中で、その事業者さんが抱える本当の課題みたいなものがヒアリングを重ねることで見えてくるということもございまして、なかなかそういった部分まで公開することは無理でございますが、どういった形でその事業者マッチングにつなげていくかとか、そうしたところも公共商社の機能としては求められるところかなと思っておりますので、今後、どのように進めていくか、早急に課題のほうを詰めていかないといけないなど、そのように思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうことですね。

公共商社がこの事業の機能で、これ、農業とか、商業とか、工業とか、多岐にわたっておると思うんですけど、1番力を入れているのはどの辺でしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 公共商社が扱う商品、ありとあらゆるものということでスタートをしておりますけれども、このコロナ禍もありまして、令和3年度につきましては、まずはいろいろな分野がある中でも、食について市民アンケートも行っておるわけですが、まずは農業というか、食を中心に、この新城のいいものというものを、そこから取りかかっていこうと、そのような形で進めておったところがございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ふるさと納税のホームページを見ると、鳳来牛が載っていたり、イヤホンとかいろんなものが載っていますが、ということは、農業に力を入れていきたいということなのですが、ふるさと納税に載っているのは鳳来牛なんですけど、今、食について

と言ったんですが、それ以外で何に力を入れているんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まずは食というところから入口として入りましたが、それぞれの事業者さんが抱える課題というものは多岐にわたると思っておりますので、農業なのか工業なのか、そうしたところをまだ限定してやっていくというのではなくて、まずは食を入口として始める中で、そのほかにも農協さんにしても、そうでないほかの事業者さんにもヒアリングに行っておりますので、そこで上がってきた課題、そうしたものを解決するために、情報を生かしていきたいと、そういうように考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この辺にしておきたいと思うんですけど、このヒアリングの結果とか、その課題とか、そういうものをまとめたものというのはまた議会のほうにもぜひお願いしたいと思うのですけれども、会議の内容まではいいんですが、この今の新都市の抱える現状についてのそういうものの資料というのは、また議会のほうにも出していただけるということを1度確認して終わりたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この新城公共商社の審議会の中でも、事業者カルテについて、情報を持っているだけでは、やはりどんどん情報が古くなっていってしまいますので、それを活用する方法、どういった部分を公表していくか、そうしたところも早急に、そのままの形で公表するというわけじゃないと思いますが、活用できるような形で公開できるようなものを作成して、またお示ししたいというように思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ぜひとも活用していただきたいと思えますね。

市長から庁舎ができると活気が戻るというような話もあったのですが、現状を見ていただければ、このような状態なんです。

では、2番目の2款1項9目企画費、鳳来総合支所等整備事業92ページ。主要施策成果報告書だと19ページになります。

事業費の金額は幾らか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 令和3年度決算の鳳来総合支所等整備事業に係ります事業費につきまして、主な内容としましては、鳳来総合支所新庁舎建設等に係ります実施設計委託料の繰越分、それから、車庫、防災備蓄庫等解体撤去工事、敷地造成工事、水道管布設替工事、鳳来総合支所建設工事の令和3年度分などによりまして、1億5,011万3,929円の事業費となっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 人口減少とかいろんな問題がある中で、支所を造って、少しでも便利になるということは分かります。

それで気になっていたんですが、この整備が当然進んでいく中で、旧の建物があつたところですね。都市計画法に基づくと、たしか跡地利用もしっかり検討する必要があると思うんですけど、現在どのようになっていますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 今現在、委員会をつくりまして、その中で今の現鳳来総合支所、それから開発センター、旧総合庁舎、今、森林組合が入っておるところですけども、そちらに係る今後の利活用につきまして、今年度検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、質疑におきましては、決算に基づいた中身にしてください。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 今そう思って、すみませんでした。

このつくる事業についての問題点というのは特に見当たらなかったものですから、今の跡地利用とかそういうことに及んだんですけど、これ、実際今言ったように、跡地というのは、やはり興味が皆さんありますから、その辺を丁寧に事業を遂行するにあたり一緒に説明をしていただきたいと私はそういうように思って言ったんです。

先ほど準備委員会とかそういうのもつくっていくということですので、市民への説明は事業だけでなく、跡地とかそういうものについての説明は、今後予定はされておりますでしょうか。

丸山隆弘委員長 山田辰也委員、決算の通告になっておりますので、その辺、よろしくお願いいたします。

改めて質疑はありますか。

○山田辰也委員 委員長。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちょっとずれましたので、じゃあ、次行きます。

2款1項9目企画費、若者が活躍できるまち実現事業94ページ。主要施策成果報告書は20ページです。

(1) 若者総合政策推進事業の成果と課題を伺う。

(2) 若者議会運営事業の成果と課題を伺います。

以上、2点です。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 2点御質疑いただきました。

まず、若者総合政策推進事業につきましては、25歳成人式、若者チャレンジ補助金、しんしろイイトコフォトマップの作成のほか、第6期若者議会の提案事業でありますPON×2Bonds事業及び感じてみりん！新城

の桜プロジェクト事業に取り組みました。

25歳成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を延期しておりました令和2年度実行委員会と令和3年度実行委員会がそれぞれ協議をし、どちらも中止することとなりました。しかし、実行委員会の提案によりまして、中止の案内をSNSで送ったり、実行委員が各中学校の思い出動画を撮影・編集し、YouTubeで限定公開したりと、つながりの再構築に取り組みました。

若者チャレンジ補助金につきましては、1件、黄柳野高校の生徒が国際問題を提起する映画を上映する事業に活用しました。

しんしろイイトコフォトマップにつきましては、第3期若者議会の提案で実施されました事業で、SNSに投稿された新城市のイイトコの写真の中から数点を選びマップにしたものでございます。第1弾が好評であったことから、第2弾のほうを作成いたしました。

PON×2Bonds事業につきましては、外国人市民と日本人市民がお互いを知り、関わるきっかけを設けることで、多文化への理解を推進し、新城市が国籍に関係なく助け合い、安心して暮らせるまちづくりに貢献することを目的に、各種交流イベントを実施いたしました。新型コロナウイルスの影響によりまして、当初予定しておりました事業全てを実施することはできませんでしたが、在住外国人と学ぶ！防災体験会や新城ミニリンピック、フィリピン料理体験会&クリスマスワールドツアー等を実施することができました。

感じてみりん！新城の桜プロジェクト事業につきましては、新城駅前にありました桜の木を使って看板を作成し、新城駅前に設置しました。

課題につきましては、コロナ禍において、多くの方が集まるイベントは中止したり、規模を縮小したり、内容を変更したりしたということがございます。いざというときにスム

ーズに対応できるよう、計画段階から、中止する場合や縮小や変更をする場合を想定して対応策を考えておく必要があると考えております。

2つ目の若者議会運営事業につきましては、新城市若者議会が市長の諮問に応じまして、若者総合政策の策定や実施に関する事項を答申できるよう、16名の委員、5名の市外委員、9名のメンター市民、5名のメンター職員の総勢35名の若者と共に取り組みました。

令和3年度の第7期若者議会では、全員で行います全体会を13回、3つの検討テーマに分かれた委員会ごとの会議を64回行いました。

さらには市議会との意見交換会、他市の若者議会との意見交換なども行いました。

令和3年11月22日には4つの事業を答申しまして、令和3年12月10日に市長への事業報告、令和4年3月23日に活動報告を行いました。

成果としましては、オンラインと対面式の会議を併用実施することで、コロナ禍においても政策検討を行うことができ、市長答申まで政策をまとめることができたことでございます。

また、近隣、県外の市の若者議会等との意見交換が行われまして、他市との連携が始まりました。その他、例年課題となっておりました会議数の削減にも取り組みました。令和2年度の会議開催数と比べまして、半分以上の会議開催数にすることができました。

課題につきましては、委員募集から答申までの期間が短いため、頻繁に会議を行う必要があり、若者に負担がかかっていることでございます。募集開始時期を見直すとともに、短い時間でも効率的な会議となるような工夫が必要と考えております。

また、コロナ禍において、オンラインと対面式会議の併用による会議を実施しておりますけれども、会場にいる委員とオンライン参加の委員と温度差が出てしまうなどの課題が

ありまして、改善の余地があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、1番目の推進事業の成果と課題ですね。

若い人たちが新城市のためということいろいろ考えていただいておりますが、このいろんな事業ですね。どうも単発的なものが多くて、連続に課題を出していくところまでいってないような感じなんですけど、やはり事業ですから継続性があるものが望まれると思うんですけど、その辺についていかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 単発的な事業、若者が提案をしまして、その翌年に事業が行われるわけですけれども、この提案予算というものが、ある意味、若者から市に提案をされたモデル的なものが多いかというように考えております。

初めての試みということで、実際に行ってみて事後のアンケートなど、そういった結果によりまして、翌年度、また実施するかしないかというようなところを、今度は市の担当課のほうで考えていくようなことが必要だというように考えております。

たしか第3期の若者議会のところで継続性ということが議論されたかというように記憶しておるんですけども、確かに若者議会、事業を提案して、その後の継続といったところで、毎年その若者議会で継続をしていくと委員が毎年代わっていくわけですね。そうするとどんどん提案することができなくなっていっちゃうといたしますか、予算枠1,000万円ということを言われておりますので、そういったこともございます。

また、継続といったところで、企業情報誌を過去に作りましたけれども、そちらにつきましては、今、担当課のほうで若者議会の提

案を受けて、また作成のほうをしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 どうも市民の中からは、これは言い方は悪いんですけど、楽しくやってお金を使っていると、そういうやゆされる声もあるんですよ。

やはり、若者が将来を考えるなら、先ほどの商社ですかね、もう少し深く下りていって、お店が今なくなっていく現状なんです。そういう商店街の活性化とか、そういうことに私は若い者に期待をすごくしていたんですが、どうもお年寄りの方たちから見ると、楽しく事業をして、ああ、楽しかったという、そういうところもあるということを知っています。

課題については、担当者ですね、行政側の担当者も一緒にやっていると思うんですけど、本来、若者が新城市をどうしていこうかというところがこのまちづくりの事業だと思うんですけど、いま一つその力が入っていないという感じがするんです。

若い人たちは、自分たちがやりたいことなのか、それとも新城市の持っている課題についての話し合いとか、その辺を感じてやっているかなというように思うんですけど、行政側としては、課題は全部自由に若者に選ばせているというわけでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 若者がテーマとして取り上げるものにつきましては、若者がそれぞれやはり考えている、新城、もうちょっとここをよくしたほうがいいというように考えているところをテーマとして挙げていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そりゃ新城市をよくしてほしいんですけど、私が言ったのは、楽しい事業で、厳しいことについてはあまり取り組んでないというような感じを。実は私の知り合いの息子が入っていたんですが、楽しい事業

より、新城市の将来を考えるとこういうことをやりたいという話をしたところ、今回はその件については検討してないものですからと言われて、今は委員を辞退しておるんですけど、制限とかそういうものはないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 若者議会の全員からどのようなことを取り組みたいかということアンケートをして、その結果をいただいております。全てのものに取り組むという物すごい数になってしまうものですから、幾つかこのジャンルを分けさせていただいております。

ジャンルを分けた、令和3年度でいきますと3つの委員会ができたわけですけども、その中で何に取り組むかということ、その委員会のメンバーで、自分たちで決めて取り組んでいるということでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 メンバーで、私もそうなんですけど、市議会議員という立場になって初めて市のことを考えるようになったんですけど、若者は、やはりそこまでいってないのは仕方ないと思います。ただ、この事業を企画してやっている中で、こういう話もあったんですよ。

企画をしたのに参加してはいないじゃないか。そのような、企画をして事業にしているのに、その当の委員が参加していないようなこともあったということも過去に聞いてますけど、そのようなことは今まで聞かれたことがありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 若者議会の委員が実際に計画をし、翌年度、その事業に参加していないというようなことですね。

そのようなことは、話は聞いております。ただ、その若者議会が附属機関でありまして、市に対して提案をします。その事業に必ず参

加しなければいけないというような決まりはないわけです。

ただ、若者が考える事業について、翌年度、参加ができるように。例えば、若者を含めた実行委員を募集するというような形で参加ができるような形というものは若者議会のほうで考えております。

ただ、若者議会、提案者自身がそれぞれ受験になる年であったりとかということで参加できなくなるというようなことは実際起きておる状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 だからね、事業をつくって参加しないというのは、これ、1つの問題なんですよね。仏作って魂入ってないと、こうやって言われますよ。だからこれ、企画から参加までちゃんと行政側も指導していただきたいと思います。

その点について、全体的にこの若者に対する見方というのは、年寄りなんかは結構冷たいんですよね。なぜかという、先ほど言ったように、いいところとか、よいものとか、現状の課題とか、行政側はいつもそうやって言ってくれるんですけど、もっと実際お年寄りたちの声というのをもう少し聞くような、そういうような、次の年の推進事業の前には行政側がやはり課題も1つ、先にアンケートを取ったりということが必要だと思うんですけど、全て若者に任しちゃっていいかということについての課題はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 ただいま全てを若者に任せるといって聞きましたけれども、確かに、若者議会のメンバー皆さん、当然、知識や経験といったところでは大人とは差があるわけですが、それでも新城を学びながら、さらに全国の事例などを調べ、新城だったらどうしたらよいかということも皆さん考えて、この1年でその若者自身、また、家族の感想からは、若者議会を通して

人として成長しているということがキーワードとして挙げられております。確かに実践とあったところが今後課題かなというように感じておるところでございます。

ただ、今、若者議会の委員自身からも、様々な場面で活躍できるようにということで、これは若者条例のほうにも書かれておりますけれども、様々な場面で、学校であったり、地域であったり、会社であったりというところで活躍できるように何かできないかということで、そういうような視点も、今、若者の中で話が出ておりますので、我々はそういった思いを、また行動につながるように支援をしていきたいというように考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 言葉より行動ということがありますから、いい行動ができるように行政が頑張っていただきたいと思います。

この2番目の若者議会運営事業ですけど、その中で、委員がおるんですけど、以前にも1度聞いたんですけど、これ、会議のたびに費用弁償が出ているというのは、今でも費用弁償出てるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 費用弁償、報償費もですけど、会議の開催の都度、支出のほうはしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 以前、委員に聞きましたら、これ、ボランティアでやって、お金もらうべきじゃないんじゃないですかと言ったところ、市長がもらえるものはもらえばいいと。そういう話を聞いたときに、どうもお金をもらうのが趣旨ではないはずなのに、そういう感じを受けたんですよね。その話というのは全然出ておらないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 もらえるものといいますか、若者議会、附属機関でございますので、報酬は対価として支払うこ

とになっておりますので、それで支払いのほうはさせていただいております。また、若者のほうからも、過去にそのような無報酬でというような話もありましたけれども、その附属機関であるというところで、報酬の支払いをしているということで説明をしたということでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、決算の審議になっておりますので、令和3年度においてのこの報酬についての議論、もしあれば引き続きよろしくお願ひします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 そこを聞くのを忘れた。

令和3年度の報酬というのはどのようになっておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 再確認でよろしいですか。

○山田辰也委員 はい、再確認。金額。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 令和3年度の報酬は48万8,000円を、全体ですけれども、支払っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 附属機関だということで対価として払うというんですけど、この辺はいろんな会議がたしかありますよね。その会議のたびにその対価として払っているというのをよく聞くんです。地域自治区の方の協議会でも対価として払っているんですけど、その辺はもうこのまま、この事業がある限りは対価として今後とも払っていくということなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今の質疑とかみ合っていないんですけども、どの点をもう1回お聞きしたいか、精査をちょっとお願ひします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 新年度じゃない、すみません。

この対価として報酬をずっと払ってきたんですが、1度、今回のことも考えて、今、コ

ロナ禍でいろんな問題が出ているということで、その中で、会議のときにはリモートということで、実際集まらずにその会議もあったと思うんですけど、それも対価の評価になっているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 リモート会議も出席をしておりますので、出席という扱いで報酬のほうは支払っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 びっくりしました。

では、次行きます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、ちょっとお待ちください。休憩取りますんで。

~~~~~  
ここで、10分ほど休憩を取りたいと思います。再開は10時25分からお願ひいたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時23分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
松下市民自治推進課長のほうから発言訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。

松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 先ほど若者議会の報酬につきまして48万8,000円と申しましたけれども、48万3,000円ですので、金額の訂正をお願ひいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 続けて質疑に入ります。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 続けて入ります。

2款1項12目路線バス運行費、高速バス運行事業98ページ、主要施策成果報告書23ページになります。

2往復から3往復に増便した費用対効果はあったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 高速乗合バス山の湊号につきましては、令和2年10月より土、日、祝、年末年始2往復から毎日3往復に増便しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により単純な比較はできませんが、増便した2便の土曜、日曜の乗車率は平日と変わらない利用があり、主に観光目的で利用されているものと推測されます。

また、費用につきまして、増便分がおよそ300万円程度の増となりますが、地域間幹線系統補助金の対象となったことにより、市の負担としては令和2年度が約3,400万円から令和3年度は2,100万円となったため、正確な費用対効果の検証はできませんが、一定の効果はあったものと理解しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 便数が増えた、そういうことです。

相変わらず乗っている人が少ないという声が市民の中からよく聞こえるんですね。これもスタートの頃から私は疑問な点がたくさんあるということで、現在も続いておるんです。

それで、地域間幹線系補助金というのは、3,400万円から2,100万円ということは、この差額分がその補助金として出たという、そういう報告なんですか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 単純にその分の差額というわけではございません。3年間の契約ということで、年ごとに委託料、当然変わりますし、単純にその分というわけではございません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当初は全額国から出たものですから、市民の皆さんもあまり気になってなかったと思うんです。途中で市長が補助金

が出なくてもやるという、前市長の穂積市長がこう言っております。補助金がなくても私は走らせるんだと。そういうことでずっと続いてきてるんですけど、実際にこのバスについて市民から、この前は乗車した方のアンケートを取って、私も一般質問でちょっと入る時間がなかったんですが、好評だと新聞に載っておりましたけど、この3年度も好評だという言葉というのは、アンケートって何回かすることがあったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 去年の12月に利用者の方からいただいたアンケートにおきましては、非常に好評だというように聞いております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 乗られた方が、このバスよくないと言うわけではないんですね。1,000円が500円で乗れて、バスの事業に対してよく思っていない人も、安くてとてもいいという話は聞きました。ただ、これは皆さんの税金から走っているというのは周知のことなのですが、市民の皆さんは、補助金で走っていて負担がないというように感じているところがあるんです。

それで今回は、今までのこの高速バスの事業を継承して、16人乗ると採算ベースだということだったんですが、これは検証しながらも今後続けていくという、そういう成果を出しているように感じるんですけど、この人数がどんどん減っていても、これは今回の決算としてはよかったという評価なんですか。どのような評価が出ているのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、質疑の中身が1往復増やしたことに對する費用対効果ということになっておりますので、もう少し絞って質疑をお願いしたいと思います、改めてお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちょっと広く行き過ぎたのですが、これ、1便増やして費用対効果としては、先ほど好評と言ったんですが、どのような効果が出たのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 先ほどお答えさせていただいたとおり、これまで運行していなかった土、日、祝等については平日よりも多いということで、名古屋方面からいらしてくださる方が相当数増えておられるのかなというように思っています。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その便数を増やしたというのは、このもみじまつりとか、そういういろんなことを考えて、そういうような方向に出したのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 それだけではなく、常日頃から、土曜日、日曜日等についても通常どおり3便走らせていただきたいという声があって増やしたものでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういう声があって走らせているということですが、駐車場に止まっている車のナンバーが豊橋じゃないナンバーも多いものですから、この辺は、市民のためにこのバスというところもあったんですが、それは特に限定しなくて、浜松でもどこでもということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 いろいろなところの方に御利用いただけるのが1番いいことだと思っております。もちろん市民の方を中心に生活路線として考えております

が、それだけではなく、観光路線としても貴重な路線だと思っておりますので、いろいろな地区の方が利用いただけるのが非常に喜ばしいことだと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当初、通勤の足とか通学だったんですけど、最近の感じだと、観光とかそういうことになってきているようなんですが、その辺は目的が少し変わってきたということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 当初より、もちろん通勤、通学等、通院であったりとか、そういった目的でございますが、その中に観光というものも当初から含まれておりますので、その一部だと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いつになっても黒字のめどが立たないとは思いますが、それと、増やして人が増えるということなんですけど、一言思ったんですけど、鮎滝のラッピングがなくなってしまうと、今、赤いバスになっているんですけど、その辺も少し、観光とかそういうことを考えたら、その事業の中で検討してほしいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、ちょっと質疑外になってまいりますので、改めて質疑があればお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 人を増やすという、そういうことも頭に入れていただきたいということですから、改善点は特になかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 やはり、まず乗って知っていただくことが最重要だと思っております。その中で、まず、今般新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、

特に令和2年度については、非常に、50%ぐらいまで落ち込んだわけですが、この令和3年度におきましては、コロナ前の9割ほどまで回復しており、これは、その他の高速バス路線等を比較しても、非常に成績がいいものだというように思っております。今後もそういった生活路線としての路線と、あとは観光としても、掘り起こせるものを掘り起こして乗っていただければというように思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次に行きたいと思えます。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区運営事業102ページ、主要施策成果報告書は25ページになります。

事業の成果と課題を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤市民自治推進課参事。

○加藤千明市民自治推進課参事 事業の成果につきましては、各10地区で策定した地域計画に基づき、地域の課題解決や地域の活性化を図るため、地域協議会で議論を重ね、市で実施する地域自治区予算事業の建議や地域活動を応援する地域活動交付金の審査を行いました。

具体的には、令和4年度の地域自治区予算事業として、全109事業、予算額5,730万5千円を建議しております。また、地域活動交付金事業では、全地区合計で69件の申請があり、68の事業が採択されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った事業もあり、63事業が実施されております。

課題につきましては、各地区で策定された地域計画を継続的に推進していく上で、実行する人がいない、組織がないなどの意見が各地域で挙がっております。その課題解決のため、地域に合った推進体制を構築していくことが必要と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 100事業で5,700万円、活動交付金もコロナの関係があっても63事業。みんな頑張っていたいておるんですが、地域の問題は地域で解決するという市民自治の観点からやられておるんですけど、私としては、これも、当初疑問な点があったものですから、どちらかというといいイメージはないんですが、実際に参加している方も、問題もありながらもやってきているということで、先ほど地域計画を立てたり、いろんなこともするけど、参加する方が高齢になってきて、なかなか大変だということをお聞きしております。そういう地域の格差というのも少し出ているんじゃないかと思うんですけど、その人口の多い地域と人口の少ない地域の参加される方の区長さんがいるんですけど、その辺の課題というのは、今、どのような解決方法に向かっていますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤市民自治推進課参事。

○加藤千明市民自治推進課参事 今、どういったような形でやっているかということなんですけども、その地域計画を推進する体制、仕組みづくりを検討していただいております。

その中で、私どものほうで重要事項ということで言っているのは、今、委員から言われたとおり、地域協議会の委員の担い手がいないとか、やはり人がいないとか、人材がないとかということが出ます。ですので、その地域計画推進体制でちょっと私のほうと言っているのは、この人口減少時代の本質というのは、やはりその労力が不足すること、労働力でもあるんですけど。そういったことから、地域の皆さんに連携の視点でいろんなことを考えたらどうしようかという話も、今、案として1つ、入れさせていただいております。

それは、地域活動をやる上で、最初から連携という視点がないと、途中から、この団体とこの団体が一緒にやるということはなかなか難しいので、事業をやる前から、連携とい

う視点を持ってやる、そういったことも今後必要ではないでしょうかということをお伝えさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 連携というのが1番これから大事な時代になると思うんですけど、豊川とか豊橋は若い人がいるんですけど、ちなみに、平均年齢はかなり上のほうじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤市民自治推進課参事。

○加藤千明市民自治推進課参事 平均年齢はそれぞれの自治区でやっぱり違いますので何とも言えないですし、何が высокая低いかという、その目途も、どこを высокаяかというところがあります。

現在、若者議会を出たその若い方も地域協議会に参加している地域協議会もありますので、一概に平均年齢が高いからとかではなくて、みんなやる気になって地域協議会のほうをやっているというところがあります。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 若者議会と一緒に、新都市のことを考えると、この協議会に参加して、どんどん意見を言っていたきたいですが、どうも小さな行政区だと続けて委員をやられるんですけど、大きな行政区だと、1度やって次に回ってこないことがあるものですから、そういう課題を解決するには、やはり続けてやっていただきたいということで、地域協議会のほうでも連続してやっていただけるかどうか、そういうような方向に持っていくか、今、地域の区長さんも全然見つからないんです。その地域の区長さんが見つからないということは、こちらの地域協議会のほうにも出てこれないということで、その辺の大きな課題は今あると思うんですけど、そういう話は出てますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤市民自治推進課参事。

○加藤千明市民自治推進課参事 そういう話

が出てくるかどうかということになりますと、そういうお話を聞きます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 行政のほうでも、この高齢化社会に入っているのが分かっているものですから、その辺から、出ている方が言っていたんですけど、結構しんどいという言葉が出ます。それで、回数も毎回あるし、確かに報酬はありますが、小さな地域で出ている方は続けて出ていて、大きな地域だとさっぱり分からないということが本音だそうです。

ですから、行政側のほうも、助けるような、そういう方法もちょっと考慮していただきたいと思うんですけど、今までそういう問題とか悩みとかいうのは相談されたことがありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、決算に基づいての質疑でよろしいですね。

○山田辰也委員 はい。

○丸山隆弘委員長 加藤市民自治推進課参事。

○加藤千明市民自治推進課参事 市のほうも、そういったことをちゃんとお支えしてやれるような対応を担当しております。ただ、協議会の任期が一応2年というように決められております。ですが、区長さんとして出ていただいている方は任期が1年なので、1年で代わるということもあります。

しかし、私たちのほうが言っているのは、地域協議会委員を終わってから地域の活動に参加のほうをお願いします。そうすることでまちづくりの裾野が広がっていくことを考えておりますので、そうしたお願いをしております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑のほうをさせていただきます。

歳出の2款1項1目一般管理費、多文化共生事業76ページになります。主要施策成果報

告書は3ページになろうかと思えます。

2点ありますが、1点目は、相談件数が目標値の約10倍、1,495件となっており、増えたこの原因と主な相談内容、また、それを受けて、今後の課題について伺いたいと思えます。

2点目は、AI翻訳機というものはどういったものなのか、聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 2点質疑のほうをいただきました。

まず、相談件数が増えた主な原因につきましては、外国語相談窓口の開設日数及び開設時間が増加したことによるものと認識しております。

令和2年度までは国際交流員を相談員としまして毎週火曜日と木曜日の週2回、午後1時から午後3時までの開設でしたけれども、令和3年度からは市内在住の外国人市民を会計年度任用職員として採用しまして、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで開設しております。

また、相談員を本庁舎1階の総合案内に配置したことによりまして、外国人市民の方が気軽に立ち寄れる環境になったということも相談件数が増えた要因と考えております。

主な相談内容につきましては、転入出、印鑑登録、印鑑証明、住民票、戸籍謄本等の取得のほか、マイナンバーカードの申請など身分に関することが1番多くございます。そのほかワクチン接種予約、介護保険、子ども医療保険などの医療関係、就学支援、小中学校に関する事などの教育関係、税金関係、出産・子育て関係と続いておりまして、ただいま申し上げましたこの項目が相談件数全体の約75%を占めております。

課題につきましては、地元人材の確保でございます。会計年度任用職員として外国人市民1名を採用しておりますけれども、昨年度はほかの課から通訳業務の依頼がござい

て、年間35回、派遣をいたしました。派遣しているその時間は相談員が不在となりますので、外国人市民が来庁されましても、複雑な相談案件につきましては対応ができず帰られたということもあると聞いております。

一方で、ほかの課の派遣業務をほかの外国人市民の方にお願しようとしても、その業務だけでは生活がしていけないというようなことで断られてしまうというようなお話も聞いております。

2点目のAI翻訳機につきましては、幅約6センチ、厚み1.6センチ、高さが11センチの手のひらサイズの翻訳機でございまして、通訳機能とテキスト翻訳機能を併せ持っております。

70言語間では音声とテキストによる通訳機能が使えまして、また、12言語間では音声で入力した翻訳結果のテキスト表示ができる機械でございます。

9月1日現在、市内には22の国と地域の出身の外国人市民の方が在住しておりますけれども、その全ての公用語に対応している状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解のほうをいたしました。非常に窓口を採用してということで、広く月曜日から金曜日、窓口開けたということで、こういった様々な相談等があったということで、理解しました。非常にサービスの充実でいいかなというように思っております。

自分としては、コロナの対応で多くなったのかなというように勝手に思っていましたけど、内容の話では、幅広い状況の生活に密着した印鑑登録から子育て、医療関係まで相談に乗っているということで、理解をいたしました。

そういう中で、ちょっとお聞きしたいんですが、この外国の方は、どこの国の方が主に新城市内多いのか、また、この相談の窓口

なる方は何語を話せて、何か国語か、この職員の方は話せるのか、その辺の状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 まず、国籍別の相談件数でございますが、1番多いのはブラジルの方たちで、これは断トツでございます。1,300件ぐらい相談のほうはございます。その次はペルーの方が相談されておりますけども、ここはがくと下がりまして、19件ほどということになっておりますので、ほとんどブラジルの方ということです。

窓口にいらっしゃる会計年度任用職員は、ポルトガル語とスペイン語のほうの話ができます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

ほとんどがブラジルの方だということで理解をいたしました。

今回の決算の状況の中で、こういったブラジルの方というのは、引き続き今後も増えていく、需要がある課題が傾向として見受けられたのかどうか、その辺の見通しについてはどう考えているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 今後もこのブラジルの方の相談が増えていくかというようなことでしょうかね。

件数からしましても、まだ実際に住まれている方もブラジルの方が多いものですから、こういった相談件数というのは、また、ブラジルの方たちからは多いかなというように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今回、この任用職員の方をつけることによって、月から金までやったということで、門戸を広く、今回、令和2年度と比べたら令和3年度やったから、このように10倍に増えた

ということで、今までは相談に来られなかった人が、今回、そういうように門戸を広げたことで、ばっとう、その辺が需要、需要というか、この相談件数が伸びたというような評価でいいのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 確かに相談する機会が増えたということですので、それで相談件数が増えたと認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

じゃあ、相談する機会、接触の時間が増えたということで理解いたしました。

あと、ちょっと翻訳機のことだけ1点聞きます。

この翻訳機の状況、大きさ等も分かりました。

これはどうなのでしょう。正確なのでしょうか。実際に受け答えするときに、テキスト化されたりだとか、翻訳の内容も正確なのか、その実用に堪え得るような、そういったスピーディのところも含めて、使いやすいかどうか、その辺の状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 翻訳機のほうですが、100%正しいかと言われると、ちょっとその辺は難しいのですが、特に実際そのことで、その翻訳した内容でトラブルが起きているというようなことはございませんので、通じているというように認識しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こういった翻訳機も性能がよくなっていけば、その方がいなかったときにも対応ができるかなというように思っておりますが、実態のほうは理解をいたしました。

そうしたら次の高等教育機関支援事業に入りたいと思います。ページ数は80ページです。

主要施策成果報告書のほうは4ページになります。

1点目は、決算額29万6,709円の主な内容内訳を伺います。

2点目は、穂の香学園と地域との交流などを図るためだと理解をしますが、目的、成果について伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 2点御質疑をいただきましたが、まず1点目、決算額の29万6,709円、こちらにつきましては、全額が穂の香看護専門学校の校舎及び体育館等の施設を対象とした建物総合損害共済保険料でございます。

2点目でございますが、1問目でお答えをさせていただきましたが、決算額については、建物の損害共済保険料であります。穂の香学園と地域との交流などを図るための穂の香看護専門学校運営協議会、こちらにつきましては、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、運営協議会は開催をしておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

じゃあ、この29万円余の決算額は、保険料ということで理解をいたしました。

運営協議会のほうはコロナでやらなかったよということで理解をいたしました。それを受けて、またコロナ等落ち着いてきたら、この後はこの協議会、開催されていくのか、伺います。

また、この運営協議会でのこういった今まで話し合われた中での課題等や、どういったことをやっていこう、交流をしていこうというようなものがあったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 先ほど申し上げました令和2年度、3年度と運営協議会のほうは開催ができませんでしたが、学校側とは連

絡は取っております。施設の修繕の相談であるとか、それから、体育館につきましては、市民利用のために開放をしているという状況は、引き続き継続をしているところでございます。

これまでも、この運営協議会の中以外でもそうでしたが、学校のいろいろな要望とか御相談には、その都度相談に乗らせていただいて、市として支援ができる部分は協力をさせていただきたいと、そのように考えているところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

状況については理解いたしました。また、この運営する母体もここ最近替わったものですから、そういったところも含めて、地域の方と密な連絡等をしていただければと思っております。

次の質疑に入りたいと思います。

2款1項9目企画費、新城公共商社推進事業92ページです。成果報告書については、14ページになるかと思えます。

2件あります。

決算額の425万1,826円ですが、主な内容と内訳を聞かせてもらいます。

2点目は、今後の方向性と課題について伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、2問御質疑をいただきましたので、まず1点目でございます。

主な内容と内訳でございます。

先ほどの小野田委員、山田委員への御答弁と重なる部分がございますが、内訳につきましては、新城公共商社設立審議会の委員報酬、それから費用弁償、新城産品データベース作成業務委託料などが主な内訳となっております。

2点目、方向性と課題につきましてですが、令和4年1月に、この公共商社設立審議会か

ら答申を受けております。その答申では、新城公共商社の在り方は、まずは株式会社、一般社団法人などの組織にこだわるのではなく、公共商社が市民と事業者をつなぐ役割を担うことで、新城のいいものを守り、育て、次世代へ継承すること、また、どのような市民もそこに参加ができて、フルタイムで働く環境にこだわらずに、週末、分業、副業など、様々なひとが関わることができる仕組みの構築に努めることと、そうした部分が答申で示されております。

公共商社が情報発信、それから、販路の開拓の支援をして、事業者の商品力を高めていくことで、事業者の意欲の向上と生産体制の改善が図られて、民間の商社の流通経路にも対応できるようになると、そのようなことも望まれているところかなと思います。

課題としましては、事業者カルテや集約をした情報をどのように発信をして活用できるものとしていくかでございます。カルテを活用した具体的事業に着手をして、早期に事業者の支援を図っていくことが重要であると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解のほうをいたしました。

この事業については、私も初めに、この立ち上げたときに、非常に疑問というか、この事業、大丈夫なんだろうかという気持ち、考え持っております。今回も非常に、どういったものなのかというところが、やはり答弁を聞いても、なかなかこう、はっきりしないというのが正直なところですよ。

そこでちょっとお聞きするんですが、この425万円の内訳、聞かせてもらいました。この中で、審議会のメンバーの人数と人件費、これ幾らになるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社設立審議会、メンバーは4名でございます。

報酬をお支払いしておりますが、メンバーのうち1名は副市長でございましたので、残り3名の方に報酬をお支払いしているという状況でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

じゃあ、その4名のうち1人は副市長ということで、3人には幾ら支払われているんですか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 実績でございます。支出済額が、令和3年度、9万円でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、9万円ということで、1人3万円ということで理解しますが、それでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで、3万円の人件費を支払っているということで、3月の決算で理解をいたしました。

そこで、どういったことをやっているのかなというところで、カルテを作ったりとか、カルテをどういうように課題として利用していくのかとか、そういった話はされているんだろうというように答弁でもあったので理解はするところなんですけど、議事録やカルテ等の一部でいいんですが、この資料の提出をお願いしますというところでありましたけれども、結局、提出ができないというような返事だったんですが、私、議員として、この425万円の成果と令和3年度の実施のほうはどのような形でやったのかなというところ見たかったわけですが、その辺が出なかったんです。そこで、審議が、審議というか、どういったところを深めようと、質疑しようと思ってもなかなかそこはできないんですが、

その辺の出ない理由、教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社のこの事業者カルテを委託として作成をすることができましたが、先ほどの答弁と重なりますが、内容がそれぞれの事業者の課題、それから経営状況、収支の様子、事業継承という問題を抱えている事業者にあつたら、その事業者内の後継ぎ問題とか、そのようなそれぞれの個々の事業者さんのことにより深く入った内容が記載をされてくることになっていましたので、単純にそのままを公表することが無理な状況でございましたが、先ほど課題のところでも申し上げましたけれども、こうした集約した情報、持っているだけでは、やはり情報としてはどんどん古くなっていつまで活用できなくなってしまうことがないように、今後、情報をどのように発信をして活用できるものとしていくかということが求められていると考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

非常に個々の事業者さんの、ある意味、プライベートな状況のようなものを含めて、深く入っている情報があるので見せられないというところだと思います。

私自身が非常にちょっと心配なのが、1自治体が、その1個人的な事業者さんの話をそこまで深く入り、情報収集してまとめていくということが本当に大丈夫なのかなというようにちょっと思うんです。ほかの自治体みても、そこまで深く入って、相談に乗るといふか、その状況を把握するというようなところは、責任持てないのでやってないんですよ。

ですので、そこを聞いて、じゃあ、例えばですけど、お金の工面ができないとか、あとは後継者がいないという根本的な問題が分かった時点で、市はじゃあ何をしてくれるのかと。さんざん話を聞いてくれたはいいけれども、今後、じゃあお金の工面、また、自分

の事業を継続してくれる人を呼んできてくれるのか、そういった課題解決のためにお願いするというような話まで多分これ行くような気がするんですが、そこまで入っていったとき、情報収集を深くやってしまった後の責任とか、そういったところが非常に心配なんです、その辺の話し合いをしているのか、議事録、ちょっと見たいな思ってお願ひしたんですが、これも出ないものですから、審議会、その辺まで深く、先の先まで読んでの課題、また、そういったものを話し合っているのかどうか、伺いたい。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 課題として、やはりそういったところが出てきておりましたが、まずは、その集約した情報につきまして、中には事業者同士、マッチングできるような部分も情報としては上がってきた部分がございますので、一方の事業者で課題なんだと、だけどもう一方の事業者のこの部分だったら何か活用できるんじゃないか。事業者マッチングというのも、全てじゃないですが、その中の1つでも課題解決に向けて何かしらの支援になればというようなところを、情報としてはつなげることができるかなというように思っております。

審議会の中でも、アイデアの1つとしてはそうした話も出てきておりましたので、今後、どう活用していくかにはなりますが、幾つか事業者カルテ、まだ引き続き継続していく必要があると思っておりますので、いろんな情報を集約して活用していければと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと心配なのが、確かにそういうアイデア、マッチングしてみたらどうかというのもあるんだろうと思います。うまくいけばいいんですが、例えば、途中でうまくいかなくなってというところになりますと、市の責任だとか、M&Aとか、そうい

ったかかるような法律的な手続等も審議会等に問題が波及しかねないというところもちょっと心配なものでから、非常に深く入り過ぎるのもどうかというところで、私はちょっと心配であるということでは言わせてもらいます。

1つ、その中で、この審議会のメンバーの中に専門家とかもいるかと思うんですが、商工会のメンバーの方みたいな人はいるんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社設立審議会の委員の中に商工会のメンバーは入っておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

大丈夫かなというようにちょっと心配であります。というのは、市内のお困り事の相談とか、そういった状況の話もあるのかなというところで、非常にやっぱりそういったところは商工会がやっている企業の相談窓口とかといったところも深く関わる話ではないかなというところなので、ちょっとメンバーがないというところで心配をいたしました。

あと、そういう状況で聞きたいんですが、このカルテを作るための基準があるというように聞きました。そこは選定基準のものをつくって11者のカルテを作ったということだと思んですが、この選定基準というのは、どういった内容で、どういうものなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 これまでの審議会の中で、事業者カルテにつきまして、事業者、それから、商品の基準というものを検討してまいりました。商工会さんのいろいろな情報も考慮しながら、連絡を取りながら、当然事業者に当たっておりますので、公共商社設立審議会が独自で全て事業者カルテを作成したものではありません。

今回、事業者カルテの作成について委託をしております。審議会のほうで、その選定基準というものをつくりまして、それに沿って委託業者が選定をしてきました。

提案を受けている選定基準でございますが、まずは事業者と商品と2つ分かれております。事業者につきましては、3つ評価項目がございます。1つ、地域性、2つ目が社会性、3つ目が法令遵守というように大きく3つつけております。

1の地域性、市内に事業所、事務所とか住所を置いているかどうかということだったり、2の社会性にあつては、例えば社会課題の解決に取り組んでいる事業者なのかどうか、そういったことも入れております。当然3つ目、法令遵守としましては、市税等を滞納してないかだとか、反社会的な勢力に属してないかなどの事業者のチェックとして1つの基準が設けてあります。

商品につきましては5つございますが、主なものを申し上げますと、市民のまちに対する誇りや愛着を育むような商品かどうか。例えば、新城市に由来があるものだとか、地域の文化・伝統を継承しているようなものとか、そうしたものをそれぞれ評価項目というのを設けて、その基準に沿ったものを候補リスト、候補として挙げて、そこから事業者実際にヒアリングに行き、カルテとしてまとめ上げたというのが令和3年度の実績でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

選定基準等が事業者と商品の2つ分かれてあるということですが、この選定基準というのは、広く誰でも見れるところ、ホームページやチラシとか、報告書で市民の目に広報、広報とか、目に止まるところに選定基準があるんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現状、ホームページ等には掲載しておりませんので、今後、ど

ういった形で見られるような形のものを公表していくか、先ほどの事業者カルテとしてまとめたものの中の情報を公表していくと申し上げましたが、そういったものと含めて、公開できるように検討してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、この選定基準によって、市内、今回11業者のカルテを作れたというんですが、ほかに何者あるのか。その規模感というのはどう分析して、何者あとあるんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 令和3年度におきましては、まずは候補者として50事業者ほどの候補リストをピックアップしております。その中で、実際に、先ほどの基準に照らし合わせて事業者のほうを選定して、実際に事業者ヒアリングを行ったものが11件のカルテとしてまとめたということになっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

まだ40者ぐらいあるということで、非常に時間がかかるのではないかなというように思います。カルテを作成はできたとしても、またさらにそれをどういうように活用するかというところが今はないものですから、非常にこの事業、前穂積市長がつくったんですが、なかなか私、課題もいっぱいだし、方向性が今はちょっと見えないので、425万円使ったんですが、これから無駄遣いにならないようにしてほしいなというように思っております。

人口減少も本当に激しいので、やっぱりお店の人たちは待ってられないというか、スピーディーにこの問題解決とか、そういったのを望んでいらっしゃるかと思いますので、その辺、スピーディーにやっていただきたいと思います。

最後1点ですが、これもちょっと心配なん

ですが、市内の事業者やお店、たくさんあるかと思いますが、例えば、この選定基準に自分のリストが載っていないというところになると、何で僕のところのお店にはヒアリング等、また、カルテ作ってくれないのという不公平感も一方で出るような心配をするんですが、その辺の検討、不公平感が出ないのかということもされているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 市内の事業者のリストアップにつきましては、当然、この業務委託の中以外にも、既に商工会さんであったりとか農協さんなど、情報をお持ちの団体がございますので、そうしたところの連携というのも積極的に情報共有を、連携できる部分を進めていきたいと考えておるところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 結構相談的な窓口になるかと思いますが、その辺も含めて、商工会とも連携をしっかりと取っての事業の進め方がいかなというようには思っておりますが、よろしく願いいたします。

~~~~~  
○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、質疑中ではありますが、大変申し訳ありません。

休憩に入りたいと思います。25分まで委員会を休憩させていただきます。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時24分

~~~~~  
○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
浅尾洋平委員、よろしく申し上げます。

○浅尾洋平委員 それでは、引き続き質疑をさせていただきますと思います。

次は、2款1項12目に入ります。路線バス運行費、高速バス運行事業で、98ページ。主

要施策成果報告書は23ページになります。

1点目、バスの1台当たりの平均乗車人数を教えてください。

2点目は、目標人数が4万5,000人を掲げておりますが、これに対して、今回実績値が1万2,157人となりまして、開きがあるというように考えていますが、どう考えているのか伺います。

3点目は、補正額、これは赤字補填分になるという意味なんです、これは令和3年度で幾らなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 3点いただきましたので、順次お答えします。

令和3年度の高速乗合バス山の湊号の1台当たりの平均乗車人数につきましては、1年間で1万2,157人の利用があり、2,186便運行いたしましたので、1便当たり5.6人になります。

それから、目標人数4万5,000人に対して実績値は1万2,157人ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が残る中、対前年比で165%、コロナ禍前の令和元年度比でも91%と回復傾向でございます。もっくる新城への乗り入れや名古屋方面へのPRなど認知度が上がり、また、通学、通勤、通院など継続的に利用される方が増えているものと考えております。

令和3年度の運賃収入確定後の精算額ということでございますが、額については575万4,660円でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

再質疑のほうは、1点目、5.6人のバス1台当たりの乗車人数ということでありますが、こちらのほうは令和2年度と比べて増えたのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 令和2

年度につきましては、コロナ禍の影響ということもございまして4.2人ですので、増加しておるとい形になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 増加しているというところでもあります。

2点目のところですが、こちらのほうも165%増というところがあったのかなというように思うのですが、これは、理由としてはどう考えているのかというようにちょっとお聞きしたいんですけど、こちらは、土日も3便ですかね、増便したというところもあるのかなと思うんですが、その点の認識を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 3便に増便したことの影響ももちろんございますが、コロナ禍においてこれだけ増加しておるところから、通学、通勤等、日常的に利用される方が増えておるのかなというように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その辺はまだ深く分析というのはしていないというような状況でしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 正確な数字ではつかんでおりませんが、特に長久手まで行かれる方、それから、回数券の購入増ということも含めて、日常的な利用の方が多いというように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういような形だろうということで理解いたしますが、これまで人数が増えたと、いいような感じで答弁があったと思いますが、ただ、45人乗りのバスに5人から4人しか乗っていないというところで、また赤字の補正額が575万円ですかね、そちらも出ているというところで、非常に赤字部分が占めていて、非常に大きな予算がここに

投入されているというところであるかと思えます。

前穂積市長は、このポテンシャルが高いというところで非常に訴えて、このバスは走らせるんだとおっしゃって今日まで来ているんですが、これまでの利用人数も調べてみますと、7年目に入るかと思いますが、ピーク時の1万3,000人を令和元年度につけてから、いまだに1万3,000人超してないです。ポテンシャルが高いと言いつつも、令和元年度を超えていない、目標人数4万人に達していない。これ、ポテンシャル低いんじゃないかなと思うんですが、なぜポテンシャルが高いと言いつつも、いまだに5人しか乗らないという状況になっているのでしょうか。今後も続けるのか、打開策はあるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 1万3,432人、これ、令和元年度の数字でございます。それまで少しずつ増加しておったわけでございますが、令和2年度、それから令和3年度におきましては、やはりコロナウイルス感染症が拡大した、これが非常に影響が大きかったと思っております。

その中で、令和3年度については、令和元年度まではいかないまでも、それに近いところまで、9割ぐらい数字が戻ってきた。これは全国の鉄道、バス等々含めて見ましても非常に特殊なケースであるというように考えております。鉄道は今、大分戻ってきておりますが、バスとかだとやはり5割、それから、よくても8割ぐらいだというように聞いております。そういった意味では非常にポテンシャル、まだ持っているのかなというように思っております。

今年度の話はあれですけれども、今年度は、もう7月までで6,000人を超えているということで、このままいけばさらに増えていくのかなというように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 さらに増えていけばいいかなというところではあるんですが、この増えた中には、クーポン券、500円、半額にするよとか、そういったキャンペーンも含まれているのかと思うんですが、どうなのでしょう、伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 令和3年度につきましては、特にクーポン等でやってはいるので、単純に、先ほど申し上げたとおり、通学、通院等で増えたのかなというように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 増えていけばいいかなというように思うんですが、非常にこのキャンペーンもさらに、この令和4年度は結構繰り返しているかと思っておりますので、その辺が後押しになって数が増えていくのではないかなと思うんですが、とはいっても、目標が4万5,000人ですので、その辺で、やっぱり恩恵を受けている人が本当に1万人前後というところで、税の公平性も含めて、私は、市民の声を聞くと出ているというように感じるんですが、その辺の、名古屋に行ける人はいいいんですけど、お金がなくてなかなか頻繁に行けないというところも、利用できないという人もいたり、遠過ぎて、例えば、作手の地域はなかなかここまでのバスに乗れないという方もいるかと思っておりますので、その辺の税の公平性についてはどうしているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 特に公平性ということになりますと、この山の湊号を、いわゆる生活路線として通学であったり通勤に使っていらっしゃる方が一定数おられるということで、これはほかの路線、作手線であったりとか、そういった地域間をまたぐ路線と同様に考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと1点だけ。

国の補助金は申請して通ったという理解でいいのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 令和3年度の分ということによろしいですか。

その分につきましては、こちらの決算に入っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

たしか申請は何か秋口にならないと通るか通らんか分からないというような話だったと思うんですが、その辺は、申請通ったよというところでのこの決算の内容、国の補助金も含めての入った決算というところでもいいですね。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策室長。

○貝崎禎重行政課公共交通対策室長 こちらの決算についてはそれで大丈夫ですが、バス自体がバス年度ということで、10月から9月をもって補助金等を申請しておりますので、そういったところで御理解いただければと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

次の2款1項16目に入りたいと思います。

地域自治区費、地域自治区地域活動交付金事業102ページになります。主要施策成果報告書は28ページになります。

決算額1,442万6,000円の主な内容と課題について伺うというようにありましたが、この件については山田委員の質疑で分かりましたので、取下げを行います。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に6番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、2款1項3目の広報広聴費、市政モニター事業84ページ。主要施策成果報告書では8ページについて、この事業の内容と成果を伺います。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この事業は、100人の市政モニターに対しまして秘書人事課からアンケート調査を行い、意見や提案を聴取し、市民ニーズの把握を行うものでございます。

アンケートのテーマは、秘書人事課が庁内各課に照会いたしまして、各課から依頼を受けた施策等に関する事項について調査しております。昨年度は、7月、9月、12月、2月の年4回、全部で15のテーマについて調査いたしました。1回のアンケートにつきましては3つから4つのテーマがありまして、1つのテーマに5問から10問の質問を設けております。調査結果は、市ホームページに掲載いたしまして、調査を実施した各課の計画に施策に反映するよう努めております。そのため、アンケートは長期間にわたり同一のテーマから統計的な数値を把握し分析する内容のものから、その時々を捉えたテーマもあります。

この事業の成果のほうですけれども、アンケートの回答率と結果の公表ですが、まず、アンケートの回答率では、令和3年度は目標値95%に対し92%でした。これは、市政モニターの任期が2年で、令和3年度が2年目ということから、モニターさんが市外へ転出するケースだとか、アンケートの回答を提出することを失念しているということがありました。また、結果の公表では、当初の計画どおりできたことを認識しております。

以上から、市政への市民参加と開かれた市政を実現するという観点からでは目的を達したと分析しております。なお、個々のアンケート結果の内容につきましては、各課が市民の声を反映できるかどうかの分析を行っ

ているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 アンケートの内容、結果は資料のほうで見させていただいて、すごく多岐にわたって、事業のことだけでなく、いろいろなことにわたっているなというように感じました。

これ対象、登録の市政モニターが100人ということなんですが、これはどのように選ばれているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この事業自体が平成22年の当時から始めたものでございます。これを行うにあたりまして、これに似たような事業を行っている自治体等を参考にさせていただきまして、要綱で100名と定めさせていただいたところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 何か100人ってデータを取るには少ないなというように感じるんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 おっしゃられるとおり、過去に100名というのは少ないじゃないかというようなお話もいただいたりしておりました。これより超える人数でありますと、なかなか秘書広報の広報系のほうでやっている規模としてはちょっと大きなものになってしまうといったところもあったり、あとほかに、企画政策課のほうで行っておりますアンケートもありますので、本当に大きなものについてはそちらを参考にさせていただくということもしております。

あとほかにも、この市政モニターに限らず、他部各課で独自にやっているというようなところがありますので、今後、100名というところはちょっと検討していかなければいけな

いところかもしれませんが、現在のところは100名、要綱に従ったところでやらせていただいているということです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 あとモニターのうち39名にはインターネットでアンケート送付・回答を行うことで経費削減を図ったということですが、確かにこれだけのボリューム、全部紙を印刷して送ってとやっていたら経費もかかってしまうと思うので、そんなになかなか増やせないところなのかなというところも理解できるんですが、今後、インターネットできるという方も増えてくるとは思うんですけども、ここは登録していただいたときに、インターネットできるかできないかというのを聞いて、できる方にはインターネットでということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 委員おっしゃられるとおり、こちらで確認させていただきなながら、ネットで回答できる方について送らせていただいています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 先ほど人数が増えればデータも膨大になるということでしたが、この間、補正予算か何か出ていた、データをまとめて業務短縮につなげるようなシステムを契約するということでしたが、そちらで今後対応できるようなものなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 まだできるかどうか、実際のところは検証はしてないんですけども、可能であればやっていきたいとは思っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員、続けてお願いします。

○カークランド陽子委員 では、続いて次の

質疑ですけれども、2款1項9目企画費、新城公共商社推進事業92ページ、主要施策成果報告書では14ページになります。

成果と取組については、先ほど、今までの質疑の中である程度理解させていただきました。

その上で幾つか質疑があります。

これ、公共商社ということで、私、当時、ちょっといなかったのですが、これだけ見て、商社というからには、販売元とか生産者の開拓と売る側の開拓、それをつなげる、PRも含め、つなげるような役割なのかなというように単純に想像していたんですけども、お話を聞く限り、そういうことがメインなのではなく、新城の商品とか産業の次世代にもつなげていくような聞き取りやお助けみたいなこともしているというように先ほどちょっとおっしゃっていたんですけども、何かこう伺っていて、事業の大きな目的のようなものが何かいまはっきりしてないのかなと思ったんですけど、これは、大きな1番の目的というのは何でしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** 委員おっしゃられるように、民間の商社であれば、やはり、例えば、新たな販路を開拓するですとか拡大を求めていく、売れるものを販売していくということだと思います。

公共商社につきましても、当然、いずれそういうところの経路に乗せていくような商品を発信できればいいかと思いますが、そこに行くまでの間、今の市内の事業者さん、それから商品、新城いいものという表現していますが、いいものがこのままですと事業継承の問題も中にはあったりしましてなくなっていってしまうんじゃないかと。そうしたところに公共商社として手をかけていく。そして、行く行くは民間の販売経路に乗っていければいいかと、そんなことは目指しております。

委員おっしゃられる目的という意味で言い

ますと、市民、それから事業者をつなぎ合わせて、新城のいいもの、そうしたものを守り育てていく、先ほど申し上げた次世代へ継承していくと。そのようなことを目指して、まずは、先ほど申し上げた事業者カルテから取り組み始めたというところでありまして、まだ今後、引き続き、事業としては継続をしていく必要があるなどは思っております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員。

**○カークランド陽子委員** 販売が得意でない生産者さんとか、そういった商品をPRしたり、販売を市が手助けするというのではありませんかと私は思いますし、その効果というものが、おっしゃったとおりに、普通の民間の商社と違って、幾ら売れて幾ら経費がかかったという金額だけではかかれるものではないというようには思っておりますが、先ほど、カルテの活用方法など今後考えていくなっておっしゃっていたように思うんですけども、こういうことというのは、事業を決めるときに先に決めるべきことではないのかなとちょっと疑問に思うのですけれども、決めていなかったのでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** 事業者カルテについて活用していくことは当初より想定をしておりますが、どういった形でそのカルテの情報を公表していくのか。公開できる情報、できない情報ってありますので、それをどういように仕分けをして、どのように工夫して、分析までして公表していくかというところを、今、早急に進めていく必要があるというところが分かってまいりましたので、その作業にこれから取り組んでいくということになります。

**○丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員。

**○カークランド陽子委員** あと、当然将来的には利益につながるような、もちろんそれが市の利益というか、収入的な利益にはならな

いかも分からないですけれども、事業者さんの利益につながっていくような取組にしていきたいということなのですが、そうすると販売のほうもアドバイスというか、市が関わっていくと思うんですけども、委員の方、3名、副市長のほかにいらっしゃるということで、何かこう、営業のプロというか、そういうような方もいらっしゃるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 4名のうち、1人は副市長です。残り3人のうち、学識経験者、それから金融機関の関係の者、それと元事業所にお勤めだった方ですので、そのあたり、商品の流通から販売まで、中身についてはよく御存じの方がいらっしゃいますので、そうした審議会の委員の方々からいろいろ意見、アドバイスをいただきながら事業のほうは進めてまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 分かりました。

あと、取り扱う商品についてなんですけども、これは製品になったものだけということで、農畜産物とか、例えば、有機野菜詰合せですとか、そういったものは含まれてないということでしたか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 令和3年度に11件の事業者カルテをまとめた中には、農畜産物、その詰合せ等は入っておりません。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そういったものは今後入っていく予定はあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今後、事業者ヒアリング等を継続して続けていく中で、そうしたものが必要な部分が出てきましたら、可能性としてはあるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 先ほど浅尾委員もおっしゃられたように、あまり不公平になら

ないように、もちろんそのコンセプトというものもあるとは思いますが、その辺も考えてやっていただけたらなというように思います。

次ですが、2款1項9目企画費、若者が活躍できるまち実現事業94ページ、主要施策成果報告書20ページになります。

1番、若者総合政策推進事業の成果と課題。

2番、若者議会運営事業の成果と課題。

これ一通り、今までの御答弁で理解しました。

幾つか質疑させてください。

これ、委員に48万3,000円の報酬、全部で支払ったということですが、この委員、言ったら素人で、そこに報酬を払うことによる事業の成果に寄与はしているのかというところを教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 報酬で48万3,000円をお支払いしております。附属機関ということで、若者が市に対して若者の視点でいろいろな事業を提案していただいております。

成果については、先ほど山田委員のほうにもお答えしたとおりなんですけれども、そういった事業に結びついているというところで支払いをするには値するものと考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 すみません。まず最初に聞かなければいけないことがありました。

この若者議会運営事業のそもそものコンセプトというか、大きな目的がちよっと何なのかなというのを、私、いなかったの、教えていただけたらと思います。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 若者議会のそもそもの目的といいますか、若者条例に沿いまして、先ほどちよっと御説明のほうをし

ましたけれども、若者が様々な場面で活躍するまちというものを目指しております。

その中で若者総合政策という事業を行っていくということでございますが、それを実施していくために設置された機関といいますか、それが若者議会ということですか。

市が若者に対して、この総合政策について、どんな事業が提案できるかということで諮問をするわけですね。それに対して若者が1年間、1年間といいますか、期間は半年ほどしかありませんけれども、その中でいろいろな視点で考えて、市のほうに答申をしていただく。その答申していただいた内容を市が実際実施していくという形になります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 結構費用を使うものですから、よく市民からも、何を一体やっているんだと。もちろんほのかに載ってたりもするので。見てない人もいらっしやると思うんですけども。

目的が、教育的なことなのか、それとも若者の意見を吸い上げて市政に役立てるという両方かもしれないですけど、そこらどちらですか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 市政に生かしていくというのが1番の目的だと思います。ただ、実際、この若者議会を運営しておりますと、教育的な側面というのは大きいかと思えます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 教育的な側面がもしあるとすれば、委員に報酬を払うというののもちよっとおかしな話かなというように感じておまして、先ほどのお話の中で、報酬を払わなくてもいいんじゃないかなんていう声も実際委員の中からもあるような状態であるということで、今後、また検討していただけたらなというように思います。

では、以上で終わります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

7番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、新城駅前駐車場管理事業80ページです。

利用状況とその効果をお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 利用状況につきましては、利用総台数で7,325台です。このうち、30分以内の無料と課金したものについて分けてお答えさせていただきますと、まず、無料となったものが5,103台、30分超えて課金されたものが2,222台となります。これは、予定していたよりも利用台数が多かったものですから、使用料としまして予算以上の収入ということになりました。

効果ということですが、効果としましては、新城駅前の周辺整備、こちらに伴って整備がなされたものです。以前と比べまして、車もそもそも通行しやすくなりまして、明るい状況に周辺がなっていると思われまます。このため、JR飯田線を利用される方の外出ですとか通勤・通学時の送迎、また短時間でも駅前周辺を用足するという方がいると思われまますので、駅前を利用する方にとっては利便性が高くなり、事業として一定の効果があったものと認識しております。今後もよりよい公共駐車場を目指して事業運営を行っていきたいと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 目標数はどのくらい見込んでいたのかと、駅利用者と駅前商店とか、そういった利用した方のすみ分けというか、その辺は把握されておりますか。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 総台数の想定というのはないんですけども、課金するほうとして

は、1月10台程度というように見込んでおりました。

それから、利用される方のその先の行き先ですかね。こちらについては、把握のほうはしておりません。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、休憩をさせていただきます。再開は1時といたします。

休 憩 午後0時00分  
再 開 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。  
最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、3款2項4目介護保険事業費、介護ボランティアポイント事業142ページです。

1、委託内容、2、活動人数と時間についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 では、介護ボランティアポイント事業について、2つ質疑をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、委託内容でございますが、介護ボランティアポイント事業につきましては、介護予防につながる介護ボランティア活動に対しポイントを付与し、自らの健康増進や生きがい支援にもつながるよう、ボランティアの登録や研修会の実施、ポイントと交付金の交換

等を委託しております。

2番の活動人数と時間でございます。

令和3年度の10月より事業を開始しました。ボランティアを行う前には、高齢者の接し方等の講習会に参加いただき、令和3年度末までに講習会に21名が参加され、ボランティアの登録は12名、18の事業所が受入れ事業所として登録をいただきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ボランティアの受入れが困難となったため、令和3年度の実績としましては、ボランティア活動ができたのは2名で、回数は3回となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、1から質疑いたします。

講習会を受けて登録してもらって、そこから実地をしてもらうという流れだとお伺いしました。講習会なのですけれども、講師派遣費用というようなものも委託料の中に入っているのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 研修会につきましては、ボランティアポイント事業の内容の説明、高齢者の接し方、認知症の方の接し方など、高齢者支援課の職員が行って直接お話をしてきましたので、講師料については無料となっております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 講師については高齢者支援課の職員が行ったということで、委託料が必要なかったということですね、分かりました。

では、受講生を募集する方法ですね。これはどういった方法で募集なさったのでしょうか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 事業の周知方法につきましては、チラシをシルバー人材セン

ターをはじめ市内の高齢者がよく使うような施設等に置かせていただいたり、後はシルバー人材センターの機関紙にも載せていただきました。また、民生委員協議会や包括ふれあい相談センターの連絡会等でも説明をさせていただきますまして、対象になりそうな方へチラシのほうをお渡ししました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

では、2番目の質疑に移ります。

いわゆる研修をして登録してもらおうのですけれども、登録者の性別と年齢構成が分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 すみません。年齢までは今把握していないのですけれども、令和3年12月末時点で9名登録をさせていただきました。そのうち女性が4人、男性が5人の9名でございます。1月から3月の間に、また3名登録をしていただいたということなのですけれども、そちらのほうの男女比については確認が今はできておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど、令和3年度の実績として2名が3回活動されたということなのですが、具体的な活動内容について教えてください。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 活動内容につきましては、レクリエーションのお手伝いとか、後は利用者さんと一緒にタオルを畳んだりとか、お話をしながら一緒に手を動かすような作業をしていただいたというように聞いております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 令和3年度は84万6,000円の委託料ということなのですが、活動人数と時間における費用対効果についての見解を

お伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 費用対効果につきましては、事務員をお願いしているということで、人件費がほとんどになってしまっているものですから、費用に対しての効果というように言われてしまいますと、令和3年度については人件費がほとんどになってしまうのですけれども。

ただ、効果ということで、先ほどもいいましたように、介護予防事業として行っておりますが、男女比で男性が多かったというように、介護予防事業は男性の参加が少なく、なかなか出てきてくださらないということで、私たちはいつも迷うのですけれども、介護ボランティアポイント事業については、男性のほうが受講生も多く、登録者も多かったということで、男性の方の介護予防事業ということを見直すきっかけになったということでは効果があったと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、続きまして、3款2項4目介護保険事業費、配食サービス事業144ページです。

1、委託先と委託内容、2、利用者数と食数についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 配食サービス事業につきましては、2問質疑をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、委託先と委託内容についてでございます。配食サービスは、独り暮らしや高齢者世帯などの方で、栄養状態の改善や安否確認の必要な方に対し、週4回を限度として昼食または夕食を調理事業者がお弁当を宅配する事業でございます。

委託先でございますが、令和3年度はコープあいち、久兵衛、とぎや、つくで手作り村、お食事処松、宅配クック123の6事業所です。

委託内容としましては、栄養状態の改善や安否確認の必要な方に対し、週4回を限度として昼食または夕食を宅配することです。

2番の利用者数と食数です。

配食サービスの利用者数につきましては、令和3年度は190名、食数につきましては2万5,593食です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1番の再質疑をします。

金額なのですが、利用するほうの金額はどれだけ、また市はどれだけ負担しているのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 それぞれの委託料と本人負担額ということでございますが、まず、お弁当が500円相当のお弁当を作っていただくということを契約しておりまして、それに見守りと配達料で100円ということで、一応、1食600円のお弁当の宅配というように契約をしております。そのうち半額の300円、税抜きで300円ですので、今だと8%の324円が本人負担で、委託料は10%になりますので330円を市が事業者に対して委託料として支払いをしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、2番の質疑に移ります。

週4回が限度というようなことだったのですけれども、令和3年度、これを利用した人から、もっと回数を増やしてほしいとか、本人負担をちょっと減らしてほしいとか、そのような利用者の声はあったのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 利用者さんの声ということでございますが、実は令和3年度6月から、それまで最大週3食までというこ

とを4食に増やしたということで、去年は1食増えた年でしたので、増えてうれしいという声が多かったです。ただ、やはり配食を取る方は毎日お困りになるので、平日5食のうちの1食は自分の実費で同じ業者から取っていらっしゃるという方がおみえになることは聞いております。ただ、市としましては、なるべく東三河広域連合の介護保険事業になりますので、なるべくほかの広域連合の構成市町村と同じように週5食になるように、事業者ももう少し増やすように頑張っていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では続きまして、3款2項4目介護保険事業費、配食サービス空白地域解消事業146ページです。

1番、委託先と委託内容について。2番、利用者数と食数についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 配食サービス空白地域解消事業につきまして、2問質疑をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、委託先と委託内容です。

先ほどの配食サービス実施事業者では、配達することができない地域にお住まいのひとり暮らしや高齢者世帯などの方で、栄養状態改善や安否確認の必要な方に対し、週最大2回を限度として調理事業者が調理した夕食を、市が委託した事業者が利用者の御自宅まで配達を行うことです。

委託先ですが、調理委託につきましては、作手地区はどりいむ、鳳来地区はつくしんぼうの会の2者、配達委託につきましては、新城市シルバー人材センターでお願いしております。

委託の内容としましては、ひとり暮らしの方や高齢者世帯などの方で、栄養状態の改善や安否確認の必要な方に対し食事を調理していただくことの調理委託、それと宅配をするこ

いう、それぞれの委託の内容になっております。

利用者数と食数でございますが、配食サービス空白地域解消事業の実績につきましては、令和3年度は利用者数が12名、配食数は1,054食でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、2番のほうの質疑をします。

空白地域についてなのですけれども、まだ残っているのかどうか。もうこれで解消されているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 空白地域につきましては大分減ってきてはいるものの、まだ作手地区、鳳来地区、片道ちょっと離れてしまって、行き帰りがそこだけで時間がかかってしまうところ、なかなか自動車が行けないところがありますので、まだ少し残っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 令和3年度、最大週2回ということなのですが、配食サービス事業と同じく、4食にとか、そういった声はあったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 4食にというお言葉については、やはり御本人というよりは、ほかの市に住んでいる御家族とかから、どうしてうちのおじいちゃんのところは2食しか届かないのというような苦情が来たことはございます。ただ、こちらの空白地域の解消事業につきましても、空白地域が減ったということで少し配達のほうの余裕もできたものですから、昨年度の5月から空白地域の食数も週1回から2回に増やして、ちょっとでも格差をなくそうということで、事業の見直しについては行っておりますので、今後も継続して見直しをしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 それでは、歳出3款2項1目老人福祉費、高齢者外出支援サービス事業、136ページでございます。

この事業の成果と評価をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 高齢者外出支援サービス事業の評価と成果でございます。

高齢者外出支援サービス事業につきましては、自宅に閉じ籠もりがちになりやすい独り暮らしや高齢者世帯等の80歳以上の高齢者等に対し、タクシー利用料金の一部助成を行うことで高齢者等の外出を促し、支援することを目的に実施しているものです。

令和3年度の成果につきましては、高齢者タクシー券の利用実績が、交付者数471人、利用実績が4,946枚となっており、前年度の実績に対し交付者が60人、利用実績は871枚増加しております。

評価につきましては、市内に新規タクシー事業者の参入があったことと、また、利用条件としまして、令和2年まで自家用車を所有していると対象外というようにしておりましたが、昨年度、自家用車を持っていても運転免許のない方、返納したりとか、免許のない方については対象にしますということで、条件緩和を行ったということで、従前より利用しやすい環境になったことで、利用者も60人の増につながったと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

対象者の方は80歳以上の方ということなのですが、対象者の方の人数は分かりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 すみません。80

歳以上で高齢者の独り暮らしの方というと、こちらのほうで今データがないものですから、後ほど確認をしてお答えさせていただきます。すみません。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 それでは、チケットを申請しなければいけないと思うのですけれども、申請者の方はどれぐらいいらしたのかというのを教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 申請者につきましては、よほど対象になる方を民生委員さんや高齢者ふれあい相談センターの方が持ってきていただく形、または御家族や御本人が窓口のほうに来ていただくということで、ほとんどの方は受理できる方しか来ないものですから、交付者数の471人ということで、多分お断りしていても1桁台ではないかと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ありがとうございます。

先ほど、871枚増加ということだったのですけれども、利用率というのはどうなっておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 タクシー券の利用率でございますが、年間を通じますと43.7%でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 例えば、使わなかったタクシーチケットを返却する方はいらっしゃるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 一応、このタクシー券につきましては、毎年度24枚つづりのものをお渡ししているということで、有効期間が1年間になっておりますので、返還という形を取る方はいらっしゃらないですけれど

も、中には介護認定で介護4、5になってしまって、タクシーではなくて介護タクシーになってしまうということで返却するという方は、事例としてはございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 そうしましたら、使われなかったタクシーチケットというのは回収しているのか、使われなかったものはどうされているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 民生委員さんや、ふれあい相談センターの方が代行で代理申請をしていただく方だと、新しい年度のタクシー券をお渡しするときに、大概の方は間違えてはいけないということで、前の年度のものを回収して、新しい年度のタクシー券をお渡ししていただいて、もう要らなくなったタクシー券を窓口を持ってきていただく方もいらっしゃると思います。もし問合せがあれば、そのまま使えないので廃棄していただいているんですよということで、電話等だとお答えすることもございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

これを見ると増加傾向にありますので、今後も外出支援については、さらにやっていたらと思っております。

では、次のところにいきます。3款2項4目介護保険事業費、地域包括支援センター運営事業でございます。144ページです。これの評価と課題をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 地域包括支援センター運営事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターを設置し、高齢者等の心身の健康保持及び介護予防等のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しているものです。

まずは評価ですが、地域包括支援センター

では、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業をはじめ、要支援の方のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業や総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っておりますが、身寄りのない単身・高齢者世帯は増加傾向にあり、コロナ禍ということも影響して総合相談等の相談件数は増加しております。

また、市内には地域包括支援センター1か所の他に、各中学校区に1か所、合計6か所の高齢者ふれあい相談センターがあり、地域包括支援センターの窓口機能を担っていただいております。より地域の身近な相談窓口として周知されてきているものと思っております。

課題としましては、介護に関する悩み事を相談できる定期相談会の実施などを広報誌等で周知を図ったり、様々な相談機関との連携を強化し、より住民の困りごとに寄り添えるよう、ネットワークを強くしていくことだと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 前と比べて増額されていると思うのですが、増額された中身は、どういう内容で増額されているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 地域包括支援センターの委託事業につきましては、やはり3職種と言いまして、職種が専門職を配置しなければいけないということになっておりますので、保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員という3職種をそろえなければいけないというように法で決まっております。保健師は市のほうから派遣で出ているのですが、主任ケアマネだとか社会福祉士ということになりますと、経験年数をだんだん積んでくると、ほかのところに異動ができないとか、なので、どうしても人件費が毎年上がってきてしまうところがございます。

す。

あと、今認知症の方の地域支援専門員といえますか、認知症に特化した専門に相談をする職員も配置しておりますので、その配置の人数を増やしたりということで委託料を増やしております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

実績も増えてきておりますので、これからもどんどんニーズが増えてくると思います。とてもよい取組だと思っておりますので、ますますサービスの充実をお願いできればと思っております。それでは次にまいります。

3款3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業148ページでございます。

この成果と評価をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 放課後児童対策事業につきましては、通年開設児童クラブが17クラブ、長期休みのみ開設児童クラブが3クラブ開設し、放課後、就労等により家庭内に保護者のいない児童のために自主学習、遊びを中心とした活動の場を提供し、児童の安全と健全な育成を図る保育サービスを提供し、待機児童ゼロを維持いたしました。

引き続き、特に長期休み期間の利用希望児童が増加しているため、小学校と連携していくとともに、協力し、支援員の確保と質の向上に向けた取組をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 鳳来寺小学校は児童クラブがなかったと思うのですが、このところはどうされたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 鳳来寺小学校の児童クラブにつきましては、平成25年度から長期休みのみ児童クラブを開設しておりますが、保護者の方やPTAの方から現在、通年

開設を希望する要望が出ておりますので、令和5年4月から通年開設をすることについて、検討を現在進めている状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ありがとうございます。鳳来寺地区の皆さんは、多分喜んでいらっしゃると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

成果報告書のほうに、支援員の確保と向上に向けた取組はというように書かれているのですが、どのようにされていくのかというのを伺いできればと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 支援員の確保につきましては、ハローワークや東三河の大学に求人を出すとともに、広報やメール配信システム、市公式LINEやクラブ室のほうで募集の掲示などをして、支援員の確保に努めております。

また、質の向上につきましては、支援員に対して事故対応のところで、マニュアルに基づく研修やAEDの講習及び愛知県が実施している研修の受講を進めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ありがとうございます。とてもいいことだと思っておりますので、やっていただければと思います。

鳳来寺小の児童クラブに関してもそうですが、お母さんたちが、この経済状況の中でございますので、だんだん苦しくなってきましたので、ぜひこのところは手厚く、なるべく融通が利くようにしていただければと思っております。では次にまいります。

3款3項1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援新事業でございます。150ページです。

この成果と評価をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 子ども・子育て支援事業につきましては、主なものとして、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く教育・保育施設等における保育士等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%、月額9,000円程度引き上げるための措置を実施することを目的として、民間の特定地域型保育所に対して賃金改善を行うために必要な費用を補助し、計画どおり事業が実施できました。

また、子どもの貧困対策を施策化し実施するため、令和4年度から令和8年度まで5年間を計画期間とする第二期新城市こどもの未来応援事業計画を策定いたしました。

計画の適切な進行のため、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況を把握するとともに、新城市子ども・子育て会議にて施策の実施状況について、点検・評価を行い、計画を推進してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

成果報告書の中の最後の辺に、保護者の周知が十分でないため、市及び咲くらのホームページ等でというように書いてありますが、これだけで十分かなと思うのですが、ほかにどのような周知の仕方をしていくのかお伺いできればと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 子ども・子育て支援事業につきましては、様々な事業を実施してございまして、小規模保育事業所のほうに給付費の支給や認可外保育施設などの給食費の補助、子ども食堂の補助金についての実施や認可外についての給付費など、様々な事業を行っておりますので、それぞれの事業について、市のホームページや咲くらのホームページ

ージだけでなく、直接、事業所のほうにも事業の周知案内を図るように、案内チラシなどを事業所のほうにも配布をしてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ありがとうございます。ぜひ、不公平感のないように、漏れのないようにやっていただければと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行っていきます。

3款1項1目社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業130ページです。成果報告書については41ページです。3点ございます。

1点目は、事業内容の意義と成果について伺います。

2点目、ひきこもりの自立に関する支援策も力を入れて行っていると報告書から感じておりまして、評価できると思っています。年齢層や現状、対策、対応、課題について伺います。

3点目です。新たに就労を開始及び就労収入が増加した件数が10件ということでしたが、非常に評価できると思います。どのような対策、課題、サポート等があったのか聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 では1点目、意義と成果についてでございます。

生活困窮者自立支援事業につきましては、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して行う支援でございます。具体的には、相談支援をはじめ住居を失うおそれのある方には住居確保のための給付金の支給、家計状況を改善する支援、また、就労に向けた準備を支援す

ることなどをしておりまして、生活を再建し自立の促進を目的とした事業でございます。

成果につきましては、生活保護に至る前の早期対応で自立に向けた支援が行えること、困窮者の特性から複合的な生活課題を抱えている方も多いものがございますから、適切な支援機関、支援策につなげることができたということが成果でございます。

2点目、ひきこもりでございます。

現在、支援している方の中には、20歳代から50歳代まで幅広い年齢層の方がいます。また、多くの方が精神疾患を持っておりまして、人と関わることが苦手であったり、生活が昼夜逆転傾向にある方もいらっしゃいます。

対応につきましては、すぐに支援につなげることが難しい方が多いものですから、何度も訪問しながら、まずは信頼関係を築いていく。その上で、まずは生活状態の改善から始め、徐々に外に出かけられるような支援を行っているところでございます。

どのケースにいたしましても、すぐに解決に向かうということが難しいものですから、相手からのSOSも発信されにくいと。そもそも困っていることをなかなか理解していらっしゃらない人もおりますので、しっかりと向き合った対応と積極的・継続的な支援に努めていきたいと考えております。

3点目、就労の状況でございますが、これは個々の状況を把握した上で対応方針、目標等を確認しながら伴走型の支援を行っております。特に就労に向けては、社会福祉協議会でありますとかハローワークと連携しながら、面接の練習や履歴書の書き方、また、仕事に慣れるための就労訓練等を行ったり、就職説明会等へも同行して支援をしております。

今後は広く企業へのPRもしていきたいと思っておりますし、また、困窮や障害に対する理解等の促進も図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

非常に現場で苦勞されながらも、支援のほうをしっかりとしているなどということと理解いたしました。

こちらのほうは、生活保護にいくまでの手前で早期対応して、自立をしていくということと、非常に利用者の方も相談できるところが市ということ、信頼感もあったり、安心できる体制づくりだということと理解しております。

そういう中で、いいアプローチ等もやられていると思います。

そこで、ひきこもりの件の話ですが、20代から50代という幅広い年齢層の方々がいるということですが、実態把握等や今市内に何人ぐらいいるのか。もし分かれば、どういう状況なのか等も含めて伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 それが本当に課題でございます。何人いるか本当に分かりませんが、古いデータで申し訳ないのですが、四、五年前に民生委員さんたちに、ひきこもりがちの方、ひきこもりというのは定義的に難しいものですから、そういった方がおられないかというのを調査したことがございまして、そのときに出てきたトータルがたしか100名近くいました。それが全てではないと思いますが、その辺の実態把握については難しいところがあるというように認識しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

なかなか外に出てくるのが基本的に難しかったりするものですから、なかなか表面で分かるような形ではないので、非常にそういったところも支援が困難ではないかと思っております。

3番目の、非常にいいなと思ったのが、今後の方向性として、企業等のPRとか、企業さんへの就労の機会をお願いしますというよ

うな社会進出のことも視野に入れてのことだと思っておりますが、そこでの橋渡しの支援も必要だと思います。その辺で専門職だとか、社会的な橋渡しの事業というのにも必要かと思うのですが、その辺の状況はどうなっているか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 これにつきましても、福祉事業所だけでは解決できない問題が多くございまして、しかも生活自立支援でございまして、最終的には就労に向けて図っていきたく思っております。

今企業さんと言いましたたが、その辺の理解がなかなか私どもも周知しておりませんし、企業さんたちも障害とか困窮に対する理解もまだまだと思っております。なかなかすんなり就職しても、思うとおりに働くことは余りないものですから、我慢強く見ていただくような周知もしていきたいと思っておりますから、今は商工会などに出向いて少しPR等もさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと1点お聞きしたいのですが、10件の就労が増加したということがあるのですが、10件の方は、どういうつながりで成果が上がったのか、その辺、状況が分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 令和3年度、コロナで派遣切り等失業があった方に対する支援で就労されたというケース、それから今まで働いていて、困窮との境界層を行ったり来たりしていた方については、例えば、資格を取得していただいて、警備の資格を取得した、それから介護の資格を取得したということで収入がアップしたというケースもございました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。非常に細か

い支援とか、その人に合った資格を取ったりしてのサポートだということで理解いたしました。

それでは次の質疑に入りたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費で、福祉職が活躍できるまち実現事業130ページです。報告書のほうは39ページ。

1点目が、決算額64万2,398円の主な内容を伺います。

2、成果と今後の課題について伺います。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 主な内容です。

こちらは、地域福祉条例検討会議に出席していただいた委員への報償費と費用弁償、それから中高生を対象にしました、認知症の理解促進を目的といたしましたVRを用いた福祉体験型講座の委託料でございます。

2番目の成果と課題ですが、今回、この講座につきましては中学生が3名、高校生9名に参加をいただきました。若い世代の方に福祉を体験していただいて、その現状や必要性を知っていただくことで、共に支え合うことの重要性が理解され、福祉への興味と福祉に関わる仕事に関心を持ついい機会になったというように考えております。

今後は、福祉人材を確保するためにも、若い世代に働きかける事業を継続的に実施するほか、福祉という仕事人が人を支えるやりがいのある仕事であるということを広く周知し理解されるような施策を展開し、自然と気にかけるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

認知症のVRの実体験といった企画があったとういことですが、いいことだなど思うのですが、中学生3人、高校生9人ということで、どのように参加というような形になったのか。また、それを受けた感想等どう思われたのか、参加者からの声といったもの

があったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 まず、参加の呼びかけでございますが、VRの台数に限りがありましたものですから、福祉教育の施策に力を入れていた中学校、高校1校ずつ選んで、そこから参加者を募ったというように聞いております。

あと、アンケートもそのとき行っております。アンケートでは、非常によく理解できたという声でありますとか、もっと知りたいという声、認知症に関する活動をしているNPO法人等にも興味を持ったということで、そちらにもいろいろ参加してみたいというお声も聞いております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。VRの機器の数があるということで、そうかと思いました。もっとたくさんの人にこういったことに参加してもらえればなと思って聞いたのですが、数に限りがあるということで理解いたしました。

こういった活動で引き続き中学校とか高校生の子たちに、参加人数の限りがあるかもしれないですが、順次、興味ある方を引き続き疑似体験といった企画として続けていったほうがいいかと思うのですが、その辺の考えがあったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 このVRは非常に分かりやすい疑似体験アイテムだと思っております。今年度は継続できないのですが、来年度以降はいろいろなところで、こういったものを活用していきたいというように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よろしく申し上げます。

では、次の質疑に入りたいと思います。

3款1項4目障害者医療費、精神障害者医療費助成事業になります。134ページ、報告

書は43ページになります。

1点目は、全体的に実績値・利用数が増えているように思います。全体の傾向と現状の認識について伺いたいと思います。

2点目は、事業を行う中で新型コロナウイルス感染症の影響や課題はあったのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 1点目ですが、全体の傾向につきましては、精神障害者医療費助成事業の対象者であります精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の増加に比例しまして助成件数も増加しておりますが、対象者1人当たりの助成件数としましては前年度と同程度となっております。また現状の認識としましては対象者が増加傾向にありますが、引き続き保健の向上と福祉の増進に対応できるよう助成支援に努めてまいります。

続いて2点目ですが、新型コロナウイルス感染症の影響や課題につきましては、助成対象者の方には、定期的な通院と服薬を必要とされている方が多いと認識しており、過去の実績と比較しましても新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは少ないと思われます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1番の答弁では、前年度の利用数は変わらないということなので、利用者としては令和3年度も、ほぼほぼ変わらない、横ばいだという理解でいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 今おっしゃられたとおり、人数は変わっておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

実績数が通院等、入院等が増えているのは、利用者さんが病院にかかったり、通院、入院

が増えている傾向があるというような理解と  
いうことでいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 委員が言われたとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入3款民生費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、10分休憩をさせていただきます。

再開は2時とさせていただきます。

休 憩 午後1時52分

再 開 午後2時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
後藤高齢者支援課長から発言の申出がありますので、許可いたします。

後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 すみません。先ほど、小野田委員のほうから介護ボランティアポイント事業につきまして、登録者の年代別、性別の質疑がありましたが、確認できましたので修正させていただきたいと思います。

まず、男性が70代が4人と80代が2人の6名、女性が60代が2人、70代が4人の6人、合計12名が3月31日現在登録をされています。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ただいまの後藤高齢者支援課長からの発言については、以上のとおりです。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、4款1項6目休

日・夜間診療所費、夜間診療所運営事業176ページです。

受診者数について、目標値と実績値の差異に対する認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 受診者数の目標値につきましては、過去の数値を参考に設定をさせていただいていますが、令和2年度と3年度につきましては、実績値が目標値を大幅に下回っております。要因としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えとマスクの着用等感染予防対策の徹底による冬季のインフルエンザの流行が抑えられたことが大きいと考えております。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 やはり新型コロナウイルスの影響がある中で、過去の実績と比べると、ここ数年非常に少ない数字になっているというところで理解をさせていただきました。

それでは、4款2項2目廃棄物収集処理費、ごみ減量推進事業188ページに移ります。

2点ございます。(1)ごみ排出量に対する資源としての再生利用率の実績値が、目標値を上回ったことに対する認識を伺います。

(2)市民1人の1日当たりのごみ排出量が増加している要因を伺います。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 それでは、2つ質疑をいただいておりますので、お答えいたします。

まず、1番目です。ごみ排出量に対する資源としての再生利用率でございますが、これは市全体で排出されたごみのうち資源化したものの割合でございます。紙類をはじめ金属類、びん類、プラスチック容器類、布類、硬質プラスチックなどの再生利用量をごみの総排出量で割って算出した数値でございます。

令和元年度に策定した市のごみ処理基本計画で目標値を設定しております。令和3年度の実績は目標値19.6%に対し23.6%となりま

した。ごみ処理基本計画を策定した令和元年度から令和3年度まで、いずれも目標値を上回っております。

目標値に対して実績値が上回ったことについては、各地区の資源回収において、生活環境委員の皆様による分別の御指導と市民の皆様のご資源化への御理解、主体的に活動を実施していただいた御協力の結果と考えております。

以上でございます。

次に2問目です。市民1人の1日当たりのごみ排出量でございますが、これは、資源を除く家庭から排出されるごみの量を市の4月1日時点の人口と年間365日で割って算出した数値でございます。先ほどの令和元年度に策定した市のごみ処理基本計画で目標値を設定しております。令和2年度は1人1日当たり566グラム、令和3年度では568グラムということで、わずかながらですが増加しております。

増加要因として考えられることとして、行政からのごみの分別徹底についての周知不足もあるかと思いますが、資源としてリサイクルできる紙類やプラスチック製容器包装、布類等が焼却する可燃ごみの中に出されていることが考えられます。例えば、リサイクルマークがついている紙製容器包装や牛乳パック、白色トレイなど、資源化できるものが可燃ごみに含まれているということが考えられます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 答弁のほうでおおむね理解をさせていただきました。その上で何点か確認をさせていただきます。

まず、(1)についてですが、令和元年度に立てた計画の中での目標値ということで、それを2年度、3年度についても実績としては上回ってきたという状況であったかと思っております。

2年度の時点で実績値24.6%ということで、

当初立てた計画より結構大きく上回っている状況なので、3年度だったらさらに上を目指して、そのタイミングで目標値を変えるのも1つかなど思うのですが、目標値に対してさらに伸ばしていこうといった議論があったのでしょうか、確認させてください。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 今、委員御指摘の再生利用率、令和2年度と3年度は若干下がっております。それについての見直しに関してでございますが、令和2年度から3年度で特に見直すというような議論はされておりませんが、ごみ処理基本計画では令和5年度が中間の目標値を設定してございます。その時点で、ごみ処理基本計画の実態に合わせた目標値、2番の1人当たりのごみの量も関係しますが、そういったことの見直しも図っていくことを考えてございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 令和5年度が中間のタイミングということで、そこに向けて元年度から4か年実績を見ていくということで理解をさせていただきました。

また、(2)ですが、ごみの排出量が増えたということで、先ほどのお話ですと、資源として使えるものをごみとして混ぜてしまって、そういった状況もあって1日当たりのごみ排出量が増えているのではないかといった分析であったと思います。

これは(1)で質疑した再生利用率とも密接に関わっているということで、ぜひ、そのあたりの現状を踏まえて、4年度以降、ますますごみの削減、また、再生利用率の上昇につなげていただければと思います。この3年度の実績を踏まえた上での今後に対する対策等がありましたらお伺いします。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 1人当たりのごみ排出量は若干増加しております。これに

つきましては、ごみの量は人口減少ということもありまして、少しずつ減ってはおります。人口の減り方も急なものですから、分母が人口といったことでも数値が少し上がってくる状況でございます。

また、それにつきましても、さらに一層ごみ減量の削減に向かいまして、さらなる分別の徹底、特に可燃ごみに多く含まれる紙類の分別、また、生ごみ、水分が多いものですから、ごみの重さにも直結していきます。そういったものの減少、食品ロス等の削減も含めた周知徹底なども取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、4款1項2目特別会計繰出金、病院事業会計負担金184ページです。

医師確保対策に要する経費の内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、一般会計から病院事業会計に対して9億700万円を繰り出してございまして、そのうち医師確保対策に要する経費は2億210万6,000円であります。

その内訳としましては、代務医報酬として約1億1,000万円、初任給調整手当として約6,200万円、地域手当として約2,300万円が主なものとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 大きく3つあるということが分かりました。

まずは、代務医師、いわゆる非常勤医師に支払われた報酬が1億1,000万円だということです。大体、代務医師というのは40名から50名ぐらいで、月ごとに代わるということをお聞きしたのですけれども、これも報酬は勤

務日数でも変わったというように思いますけれども、代務医師の報酬ですね。診療科目によっても変わったのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員言われるように、非常勤の医師の方への報酬になりますが、診療科目によってというわけではなくて、実際に来ていただく方の医師のキャリア、医師免許を取った後の年数によって、ある程度その辺は差を設けているというように聞いております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

もう1つ、地域手当というのが2,300万円ということだったのですが、地域手当という物価の価格を埋める地域格差をなくすための手当だというように理解しているのですが、それでいいのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員おっしゃられるとおり、よく一般の公務員であると、そういったことですが、今回、医師に対する地域手当の分は、職員の給与に関する条例というのがあります。その中の13条の2にうたわれております。民間の賃金水準を基礎として、物価等を考慮して支給するというので、医師に対して16%を支給しております。砕けて言うと、民間の給与水準との差を埋めるということと、医師がなかなか採用できないということもあって、医師確保対策としての地域手当というように考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ちなみに、これは常勤、非常勤、どちらにも支払われた手当でしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 令和4年3月末現在で23名の方に支給しておりまして、常勤の医師に限られます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 もう1つありました。初任給調整手当ですが6,200万円ということでした。これは人材確保につなげるための手当だということだと思いますが、これは常勤医師全員に対応した、全員に支払われている手当なのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 初任給調整手当につきましても、職員の給与に関する条例の11条に規定されておりまして、医療職給料表の1の適用を受ける職員でということが書いてありますので、新城市民病院の場合、医師と歯科医師が対象になります。全員というわけではなくて、医師免許取得後35年を経過するまでというように条例で定められておりますので、令和4年3月末現在で20人の常勤の医師、歯科医師に支給しているものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、初任給調整手当といえども、35年を経過するまでいただける手当というような理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 採用後ということであつたので、採用後、初任給があらわれるので、そこから調整するというので、初任給調整手当という名前がついているというように認識しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑のほうをさせていただきます。

4款1項2目保健事業費、保健事業で168ページになります。成果報告書については61ページになります。

1点目は、各検診受診率などから、全体で令和3年度の特徴、傾向、課題等を伺います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の流

行などの影響はあったのか伺います。

3点目、子宮がん検診の受診率についての現状を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 それでは3点、順次お答えさせていただきます。

1点目です。令和3年度の保健事業は、健康教育などの人が集まる事業は開催を見合わせるなど縮小し、がん検診などの検診事業は、新型コロナウイルス感染予防対策をしながら実施しました。受診率は令和2年度とほぼ同様でした。住民が新型コロナウイルス感染への不安を軽減しながら受診につなげていく必要があるというように考えております。

2点目の影響ですけれども、感染状況によっては直前に受診者の方からキャンセルの連絡が入るなど、新型コロナウイルス感染症流行の影響は少なからずあったと思っております。

3点目の子宮がん検診の受診率ですが、令和3年度は7.8%でした。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

全体的には令和2年度と同様の受診率だったよということで理解いたしました。

1人でも健康の増進をしてほしいと私自身も思って質疑をさせていただいているのですが、検診日の受診率を上げていくところが大事になっていくのかなと思うのですが、市の受診率の状況が低いのか高いのか、その辺の分析等工夫されている等があったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 子宮がん検診の受診率につきましては、県が受診率7.0%ということですので、そこより少し高いというように認識しておりますが、もちろん12.3%ですとか高いところもありますので、今後、受診率を上げていくための工夫は必要だと思って

おります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

県が7.0で、うちが7.3ということで、子宮がんの検診率については、少し増えているかなというところで理解いたしました。

こういったがんが見つかった事例といった状況について、国保も含めて、どういう状況なの伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 子宮がん検診を受けていただいた中で、子宮がんが見つかった方、令和2年度、令和3年度ともゼロ人になっております。令和元年度に3人見つかっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こういった取組で、多いときは3件のがんが見つかったということで、早期治療につながる検診ということで、非常にいい取組だということに思っております。

とはいえ、7%あるかないかぐらいの検診の受診率ですので、これをもっと向上させて、増やして、がんを早く見つけるというところがこの事業の大事なところだと思うのです。受診を向上させるために、ちょっと調べてみると、通知して、また再通知をしていくというところも効果的だとあるのですが、新城市はそういった通知をして、まだ受けていない人については再通知をするというようなやり方、受診率を上げる工夫のやり方というのを採用しているのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 がん検診の通知方法ですけれども、毎年5歳刻みで、節目の方に勧奨をしているというところになりまして、再通知というのはしておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

ちょっと検討していただいて、調べてみるとがん検診向上のための提案ということで、東村山市とか、そういったところのパンフレット等で提案しているので、受診率を上げるための工夫として検討していただきたいと思います。

もう1つ、子宮がん検診について要望というか、現状等をお聞きしたいと思うのですが、資料請求でもさせてもらいました。こちらのほうの受ける機関が、市内では3つしかないのです。その状況で、市民の声なのですが、1つは荻野医院と新城市民病院、後は新城作手保健センターの3か所というところがあります。大体子宮がん検診を受けようと思っている女性というのは働いているのです。忙しくて共働きで、平日なかなか行けないというところになります。そうすると土日にごん検診を受けようと思うのが普通なのですが、そうすると保健センターか荻野先生のところになるのですが、例えば保健センターですが、予約を取っても土曜日は年間に二、三回しかないというところで、利用がしにくいという状況があるのです。土曜日の受ける状況が少ないという声があるのですが、その辺の状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 確かに土曜日集団検診になりますと、年間2回、日曜日が1回、昨年度はそのような予定でやらせていただきました。土曜日となりますと、個人の病院の荻野先生のところになるのかなというように思いますけれども、保健センターで行うがん検診につきましては、年度始めに年間分予定表を出しておりますので、早目に予定していただいて、仕事を調整していただくなど、そのような感じでもお願いさせていただいているところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

保健センターも頑張っているの

ですが、何せ1年で見ると土曜日が2回とか、日曜日1回ということで、土日というのは本当に難しい状況なのです。そういう形で土曜日に予約をするけれども、そのときにちょうど生理になったりすると、結局キャンセルせざるを得ないというところで、また次の土日というとなかったりとか、また予約を取るといのが面倒くさくてやめてしまうというところで、女性特有の状況もあるものですから、せつかく検診を受けようというニーズにしっかり合うような形でやっていただくような環境づくりが必要かと思うのです。

そこで、豊橋とか豊川の婦人科のクリニックでも検診を受けられるようにしてほしいという要望があるのですが、その辺の選択肢を広げられるような状況というのは条件にないのかということ、令和3年度のほうで見て、どういう状況なのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 がん検診の事業ですが、新城の医師会と協力しながら行っているところで、毎年、年度始めにやっていただける先生の手挙げ調査をさせていただいているところです。市内では今のところ荻野先生というところですが、豊橋、豊川ということになりますと、医師会の先生とも御相談させていただきながら調整が必要になるかと思っておりますので、また来年度に向けて、そういうところも相談していく必要があるのかなというように思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

また、ぜひ検討していただきたいと思っております。よくよく聞くと、二十歳からということで、若い女性も検診に入ること、自分はまだ至って健康なだけけれども、検診にというと、男性のお医者さんよりも女性のお医者さんがいいというようなことも聞いたりしますので、そうすると、市内には男性の医師が多いものですから、婦人科クリニ

ックなどの市外の女性の医師に診てもらえればスムーズに行きたいというようなニーズもあったりしますので、ぜひそういったことも含めて豊橋医師会、また、豊川医師会とも相談して連携ができるようなことも検討していただきたいのですが、認識を伺いたと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 今回の御意見を参考にさせていただきながら、医師会と相談していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ1人でも健康になっていただきたい。がんの検査をして、みんなが健康になってもらいたいというような趣旨ですので、ぜひ考えていただければと思います。よろしくお願ひします。次の質疑に入ります。

4款1項5目予防費になります。予防接種事業で174ページ、成果報告書については65ページになります。

1点目、子宮頸がん予防接種の内容と成果について伺います。

2点目の、子宮頸がんの予防接種の周知徹底について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 1点目の子宮頸がん予防接種についてですけれども、対象年齢は平成17年4月2日から平成21年4月1日に生まれた方に令和3年度は周知をしまして、申出があった方へ予診票を送付し、医療機関において接種していただくというものです。

対象者728人、接種された方は延べ151人でした。

2点目の周知徹底についてですけれども、国からの通達により、平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていましたので、接種を希望される方へ情報が届くように、対象者全員にリーフレットを送付し周知を図りました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

728人の対象者に接種が151人ということで、現状は分かりました。この接種も若い女性が将来がんにならないようにしてほしいと切に願っての質疑をさせてもらっています。子宮頸がんの予防が、このワクチンでできるということでもありますので、ぜひ周知等リーフレットを全員配布しているということで、検討してもらいたいと思っております。対象者の方も若い方になりますので、なかなか接種していいものなのかどうかと悩まれると思うのですが、現状ではそういう課題だとか問題といたしたものがあるのか、ないのか。その辺の状況を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 皆さんにリーフレットを送らせていただいて、1番保護者の方から問合せがあったのが、ワクチンが副反応の少ない物に変わったのか、ですとか、二価と四価があるのですけれども、四価のほうが副反応が出る確率が高いのか、ですとか、様々な問合せがありました。また、ワクチンは変わっていないといひますか、審議会のほうで副反応より効果のほうが高いということで、積極的な勧奨の差し控えを解いたわけですので、ワクチンの特性など、保護者の方、御本人が判断できるような情報提供が必要になってくるのかなというように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、4款2項2目廃棄物収集処理費、ごみ減量推進事業188ページ、施策成果報告書だと73ページになります。

この事業で、特に力を入れた部分と課題を伺ひます。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 それでは、お答えいたします。

ごみ減量推進事業で特に力を入れ、年間を

通して取り組んできたことは、資源回収と回収した資源の売却等の実施並びに環境学習でございます。

資源の回収は、生活環境委員をはじめとする地域住民の皆様が主導となって、毎月各地区で排出される資源を直営で市職員や委託業者により回収して再資源化するため、回収業者に引き渡してございます。回収する資源はダンボールなどの紙類をはじめ金属類、びん類など6種類です。

また、環境学習では市内小学生を対象にしたクリーンセンター施設見学の受入れ、ごみが処理される過程や分別された資源、埋立処分場の状況を実際に見ていただきました。ごみを減らしていくことで住みよい地域につながっていくことを学んでいただけたかと思えます。

課題といたしましては、家庭から排出されるごみの抑制と考えます。近年、家庭から排出されるごみの量は大きく減っていないことから、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、排出抑制を示すリデュースへの取組が非常に重要と考えます。特に可燃ごみを減らしていくためにリデュースは大きな要素となります。可燃ごみとして出されているごみの中には、リサイクルできる雑紙やペットボトルなどが入っている例がございます。市民の皆様にもごみ分別の徹底に御協力いただくことと、ものがごみになることを抑えるリデュースが進むことによって可燃ごみも減ってまいります。そうしたことで、クリーンセンターの焼却施設としての負担も減り、経費の削減にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 分かりました。

ちなみに3,799万2,310円という決算額なのですが、通告を出してなかったのですが、細かくは分からないと思うのですが、大まかな内訳というのは分かりますでしょう

か。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 細かい数字は申し訳ございませんが、特に大きなものが委託料となります。先ほど御説明いたしました各地区での資源回収をした資源を業者に委託して回収してございます。鳳来地区や作手地区につきましては、直営が回収する品目もございますが、そういったものの委託料と、回収した資源を売却するものもございますが、お金をかけて処理する品目もございます。そういった処理料も大きな金額となつて3,700万円という金額の大きな要素となっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと素朴な疑問で、先ほど、課題と成果として可燃ごみを減らすことによって経費削減をするということだったのですけれども、資源を回収することに、これだけお金がかかるというのは、可燃ごみを減らして経費削減をする意味があるのかなという。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 クリーンセンターで今、焼却をしております。クリーンセンターというのは焼却炉が2つございます。大体1日に30トンが平均で入ってくれば、焼却炉は1つずつ交替で稼働できます。最近どうしても30トン以上入る日も多くございまして、どうしても2焼却炉を稼働する日も出てきます。そうすることによりまして、当然施設への負担、それにまつわる薬品だとか燃料、電気だとか、そういった経費も重なってまいります。そういったことで可燃ごみを減らすということは、当然施設への負担も減りますし、なおかつ可燃ごみの収集業者への負担も減るということで、経費の削減にもつながるということで御説明をさせていただきました。以上でございます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。  
○カークランド陽子委員 そうしましたら、可燃ごみを減らすことによって削減できる額というのが、資源を回収することによってかかる額を上回るということによかったですか。  
○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。  
○瀬野尾充彰生活環境課参事 もう1度お願いできますか。  
○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員、もう1度お願いします。  
○カークランド陽子委員 可燃ごみを減らすことによって費用が削減できるということだったので、約3,800万円かけて資源回収をすることにも、お金の削減という意味で、意味があるという御答弁だったと思うのですけれども、そういう理解でよかったですか。  
○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。  
○瀬野尾充彰生活環境課参事 委員御指摘のとおりでございます。  
○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。  
○カークランド陽子委員 また別の質疑ですが、ほのか、市ホームページ、ケーブルテレビや市政番組等を通じて、ごみ減量や資源化の推進を呼びかけたということですが、その手応えというか、成果を教えてください。  
○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。  
○瀬野尾充彰生活環境課参事 主要成果報告書にも書かれてございますが、ほのか、ホームページ、ケーブルテレビの市政番組、昨年度ケーブルテレビのティーズのほうで、ごみの出し方といったものを1回放送したことがございます。それに伴って劇的な効果があったかという、若干疑問なところはありますが、ただ、こういった1つのことで全てが大きく影響するのではなくて、ほのかやケーブルテレビ等を含めて、少しずつそういった周知、いろいろなところで取り組むことによってごみ減量につなげていきたいというように考えてございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。  
○カークランド陽子委員 主な内容のところに、スマートフォン向けごみ分別アプリのPRに努めたとあるのですけれども、こういったアプリで、内容と役割を教えてください。  
○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。  
○瀬野尾充彰生活環境課参事 これは、ごみ減量アプリの3Rと申しまして、スマートフォンのiPhoneとかアンドロイド、両方からでもダウンロードできます。インストールしていただくこともできます。市のホームページにも案内がございます。それは、例えば、ごみの分別に迷われたとき、検索して、例えば、ゴルフバックは何になるのかなといったところを検索すると、これは粗大になりますよとか、埋め立てになりますよといった検索機能と、各お住まいの行政区、例えば、東新町等に登録していただきますと、月曜日と木曜日が可燃ごみの収集日だとか、第4日曜日が資源回収日だとか、そういったものが通知されます。あと、資源回収の日が雨で延期になりましたとか、中止になりましたというのも、我々の職員のほうで登録すれば、そういったお知らせも通知されるというアプリでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。  
○カークランド陽子委員 分かりました。  
資源ごみ回収が増えると思うのですけれども、地元の環境委員などの負担ということの声は入っていますでしょうか。  
○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。  
○瀬野尾充彰生活環境課参事 生活環境委員の方だと思います。各行政区にこちらから委嘱しているのは1名ずつお願いしてございます。行政区によっては複数名いらっしゃるかと思います。そういった方に資源回収のときの分別の御指導だとか、いろいろな不法投棄だとか、そういったものを監視していただく

といった役割をお願いしてございます。

どこまで御負担になっているかというのは、実際物すごく大変だとか、そういった声は聞こえてこないですが、皆様非常に意識が高く、ここにごみがあったとか、こういうふうにごみの出し方をやってくださいとか、いろいろな意見や御要望のお声もいただいて、非常にこちらとしても助かっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 分かりました。

最後に、生ごみ対策が今後課題になってくるというようなことを先ほどおっしゃっておられたと思うのですけれども、それは、もう既に何か案があるのか、これから考えていくということなのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 生ごみは、お住まいの家によっては自宅にコンポストがあれば、そこでごみを処理できるのですけれども、そうでない場合は、生ごみというのは、どうしても水分が多くございます。そういった場合、例えば、一絞りにして出していただくとか、そういった工夫をしていただくよう呼びかけをしてもいいかなと考えておりますが、なかなか生ごみというのはどうしても出ますけれども、そういった生ごみをいかに減らすか。食品ロスというのも関係してくると思いますが、そういったことも排出抑制につながるものとして、生ごみを少しでも抑えていただくような取組も考えたいと思います。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 生ごみは、先ほどおっしゃっておられた、例えば、コンポストを推進して補助してみたりとか、そういったこともありなのかなと。イギリスだとそういうのがあるのです。バケツを行政が持ってきてくれて、下に土になったものが出てくるみたいなものもあるのですけれども、そういったことも検討に入れていただければいいの

かなと思います、いかがでしょう。

○丸山隆弘委員長 瀬野尾生活環境課参事。

○瀬野尾充彰生活環境課参事 コンポストにつきましても、以前補助をする制度がございましたが、現在、制度としてはありません。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業226ページです。

令和2年度の事業報告書を市としてどのように総括し、令和3年度に反映し、どのような成果があったかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 事業報告書を市としてどのように総括し、令和3年度に反映し、どのような成果があったかにつきましては、新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな施設管理運営協議会を開催いたしまして、指定管理者からの事業内容の報告を受け、緊急事態宣言により大きな影響を受けていることを確認しております。

新型コロナウイルス感染症の基本的な対策といたしまして、令和3年度にパーテーションの設置、臨時休館や営業時間短縮による減収の補填を実施いたしまして、円滑に管理運営できるよう支援しているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 令和3年というところ、コロナ対策で結構大変だったというようなことだと思います。1つお伺いしたいのは、そのような中でも、ゆ〜ゆ〜ありいな浴場と温水

プールとかスポーツジムがある施設なのですが、平成3年建設で、令和3年ですと30年が経過するわけです。そこで、本体の老朽化や設備の劣化について総括をされたのか。また、取り壊しとか存続するののかを含めた改築・改装などについての話し合いは令和3年度に行われたのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ただいま委員がおっしゃられましたとおり、建設から30年以上経過いたしましたして、経年劣化による故障というもの、ところどころ発生しているところがあります。

令和3年度におきまして、ゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては劣化度調査を実施させていただいております。その結果を踏まえまして施設の存続でありますとか、改修といったものを総合的に観光のみならず、福祉、教育といった様々な視点を踏まえて、公共施設としてゆ〜ゆ〜ありいな在り方を検討し、改修・改築等、先ほど言われましたように施設の存続も含めまして検討してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、説明員入替えのため、再開を15時0分とし休憩をいたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続いて、委員会を再開いたします。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、柴田賢治郎委員。

柴田賢治郎委員は、欠席届が出ておりますので、2番目の質疑者、竹下修平委員、よろしくお願いたします。竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、8款4項1目都市計画総務費、空き家利活用事業242ページです。2点ございます。

(1) 空き家バンク契約の実績について詳細を伺います。

(2) 空き家の利活用に際して、主な課題を伺います。お願いします。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 それでは、2点質疑をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

1点目の空き家バンクの契約実績についてですが、本市の空き家バンクにつきましては、空家等対策に関する協定に基づき、愛知県宅地建物取引業協会が運営しております。協会からの報告によれば、令和3年度の契約実績は1件で、作手地区の賃貸住宅でございます。

2点目の空き家の利活用に際して、現状の主な課題を伺うのですが、平成26年度に空き家と思われる建物1,069戸を対象に実施しました空き家等実態調査において、利活用可能な空き家は890戸ありました。しかし、新城市空き家バンクポータルサイトに登録されている空き家は、8月末時点で20戸となっております。

空き家バンクへの登録件数が少ないのは、中古物件として不動産市場で取引されているものもありますが、多くの空き家は、所有者が地元を離れてしまっているため、空き家に対し無関心であったり、家具や仏壇など整理に手をつけられていない、墓参りのときに利用している、相続の手続が済んでいないなどの理由が考えられます。

空き家の利活用を含め、適正な管理を行っていただくよう所有者の意識の醸成を図って

いく必要があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 答弁については理解させていただきました。

(1)、(2)それぞれ一部確認をさせていただきます。

まず、(1)についてですが、こちらの契約については愛知県の宅地許可のほうを担当しているということで、そこからの報告という形で1件ということでしたが、令和2年度については契約ゼロ件だったのに対して、3年度は1件あったということは、新城市にとっても非常に大きい意味合いがあるかなと私自身は思っております。その上で、1件がどうしてそういう形で契約まで結ぶことができたのかというところを、しっかり市としても落とし込んで理解した上で、今後の施策につなげていただきたいと思います。そのあたり詳細について聞き取り、確認等をしたのか確認させていただきます。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 詳細については特に聞き取りを行っておりません。本市の場合、空き家を処分したいという問合せがあった場合、宅地建物協会さんとは別に古民家再生協会さんの2件を紹介させていただいて、所有者さんに選んでいただいて、どちらかに登録していただくという形を取っております。

契約状況については報告を受けておりますが、中身については申し訳ないですが、受けておりません。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 現状については、そういう状況ということで理解をさせていただきました。ぜひ今後については、そういったところを掘り下げることで新しい市としての手立て等が見えてくる部分もあると思いますので、また今後確認をお願いいたします。

(2)についてですが、主な課題について

は、私もよく聞くような理由から、なかなか空き家バンクの、空き家として使える家は、かなり戸数があるけれども、空き家バンクに登録というところ、なかなかハードルが高いというところで、私のほうにもいろいろお声をいただいております。

先ほどは市民意識の醸成ということでしたが、その対策という意味合いで、もう少し今後の対策、考えがあればお伺いしたいです。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 空き家の対策ですけれども、いろいろな事情もあるかと思えますけれども。例えば、処分したいけれども、どういったところに相談に行ったらいいかわからないという方もいらっしゃると思いますので、令和4年度からは固定資産税の納税通知を送付させていただく際に、相談窓口の一覧表のほうを送付させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

8款4項1目都市計画総務費になります。新城駅の南地区整備事業242ページです。報告書のほうは102ページになります。

1点目は、決算額の主な内容と課題を伺う。

2点目は、事業の進捗状況を伺う。お願いします。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 2点質疑をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

1点目の、決算額の主な内容につきましては、委託料として新城駅前広場本整備計画地内の物件調査業務、物件調査再算定業務、また、工事請負費として取得した用地の適正管理のための舗装工事を行っております。

課題につきましては、新城駅前広場の本整

備は、愛知県が施行します都市計画道路栄町線の整備が必要となります。都市計画道路栄町線が早期に事業化されるよう愛知県と連携を図ってまいります。

2点目の事業の進捗状況ですけれども、こちらも愛知県が施行する都市計画道路栄町線の整備と歩調を合わせ進めていく必要があります。現在、愛知県において、事業化の検討を進めていただいておりますので、市が施行する駅前広場の事業化が遅れることのないよう、地権者に対し事業の説明を行っているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況のほう分かりました。

新城駅前の広場の整備についてですが、全体の構想から何%ぐらいできているのかというところが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 現在、全体の計画を愛知県が見直しておりますので、何%という数字まで出ませんので、申し訳ないですけれども、よろしくお祈いします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

県の計画が今、再計画というか、検討段階に入っているということで、全体像がまだ出ていないので、それを見ないと分からないということで理解いたしました。

この事業を進める中で、県のほうの事業も進んでいないように感じるのですが、その辺の連携のための事業の進め方があるということで理解しました。その点で進めていく中で問題点とか課題というのはどういったものがあるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 今年度、愛知県が委託業務において幅員だとか道路規格のほうを見直しております。そういったところの見直しをした中で、今後、地権者等に説明して

いき、理解が得られれば事業のほうは進んでいくというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

自分が聞きたかったのは、進めていく中で地権者さんがどきたくないとか、どいていいよとか、そういった事業を進めるためには理解と合意が課題で、大きいものがあるのかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 委員言われるとお祈い、事業を進める上では地権者さんの理解をいただくことが1番重要だというように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出10款2項2目教育振興費、ICT活用教育推進事業272ページ、令和3年度主要施策成果報告書123ページであります。

賃借料が当初予算額3,912万6千円に対し、決算額2,610万8,400円に減額となっておりますが、その要因をお願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 減額となった要因につきまして、国のGIGAスクール構想に基づくタブレット端末の調達費につきましては、国庫補助の対象とされます。端末を購入する場合は自治体へ、端末をリースする場合は国からリース会社へ直接補助が支払われます。

本市の場合、端末をリースすることとして

令和3年2月から令和8年1月までをリース期間とした長期継続契約を締結しております。令和3年度当初予算編成後に国庫補助の交付決定があり、リース会社に直接補助金が交付されることが確定しましたので、その補助金額を差し引いた額で変更契約を行った結果、減額となったものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ということは、当初の目的は達成しているということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 はい。当初の目標が達成されております。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、歳出10款1項3目教育指導費、不登校対策事業についてお聞きします。266ページ、成果報告書は121ページです。3点ございます。

1、事業内容の詳細。2、事業実績に記載のある好転とは。3、好転後のサポートは。3点よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 3点についてお答えいたします。

まず、事業内容の詳細であります。事業としては、子どもサポート相談員2名、新城子どもカウンセラー1名を配置しております。カウンセラーや相談員の監督・指導を行うスーパーバイザーの活用も行っています。

活動内容としては、大きく3点あります。

1つ目は、相談活動です。児童生徒本人との面談、保護者との相談、学校担当者との情報交換、相談に乗っています。形態は、家庭訪問、学校訪問、電話相談など実態に応じた形で行っています。相談場所は、学校、相談者のお宅であったり、適応指導教室、あるいは市役所内の相談室で行ったりしています。

時間帯についても、保護者が平日働いている場合は、休日に対応することもあります。相談者に寄り添った対応を心がけています。

2つ目は、専門機関との連携です。学校、家庭、適応指導教室、専門家、公的な教育諸機関及び福祉団体との情報交換を通して連携を強化し、不登校・いじめに関する本人、保護者、学校の悩み解決に向け、積極的に連携を取るようにしています。スーパーバイザーとも連携を取り、子どもサポート相談員への専門的な見地からの助言、支援が必要な家庭・本人との相談活動を依頼しています。

3つ目は、啓蒙・教育活動です。市内中学校の校内研修の講師として講話、具体的な事案に対する対応について、ともに考える場を設けています。

2つ目の、好転とはについてです。

令和3年度の事例では、相談活動を通して、教室復帰できるようになったケースが10名ありました。

スーパーバイザーのサポートにより、保護者の精神状態が安定したケースも1件ありました。これは保護者の心理的不安が取り除かれ、子どもを見守る支援へと方向転換したことで、親子関係が良好になったケースです。

最後の、好転後のサポートについてです。

不登校やいじめなど問題を抱える子ども・家庭のサポートは長期的な見通しを持って取り組む問題です。一時好転しても、引き続きサポートは必要だと認識しています。声かけをしたり見守りを続けたり、支援を続ける体制を取っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 答弁内容を確認いたしました。幾つか再質疑させていただきたいと思ひます。

まず、特徴とされた3点の件ですけれども、2点目の専門機関との連携などというところに関して、いわゆる家庭からの相談というも

のと、それを含めて、もう1つ、学校からの相談というものが専門側に求められるというようなケースが想定されると思いますけれども、それは実際にありましたか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 一件一件詳細を確認しておりませんが、学校からの相談もあります。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 もう2点ぐらい確認させてください。

今説明を受けた好転というものが、例えば、保護者の精神状態、子どもの学校での状態、家庭での状態、不登校の状態というものが変化を遂げて進む形になると思うのですが、やはり、なかなか具体的に定義しにくいものなのではないかと思ひまして、今回、10名好転されたというように一応通知書は出ておりますけれども、多分その10名は、皆さんすごい様々な状況になっていて、それぞれのサポートが必要になっていくと思うのですが、今回は成果報告書に関しては10名好転されたというように書かれているのですが、恐らくまだ確認できていないような隠れた状況があるのではないかと思うのです。そのあたりの、これは間違いなくサポートが必要であると取られるパターンと、もう少しで、この人はサポートが必要になってくるのではないかというような手前の段階があると思うのですが、そのあたりは現場で把握できているかどうか。もしくは、今ここで言われたような3点の相談内容とか、サポートによってカバーできているか確認させてください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 お答えします。

学校現場では、日々教員が児童生徒と向き合っている様子を確認しております。日記を見たり、学期ごとに生活アンケートというものを取りながら、個別に面談する機会もあります。学校によっては全員スクールカウンセラーと

の面談を設けている学校もあります。そのような形で、子どもの日常をしっかりと捉え、心配な子には積極的に声かけをし、事前に悩み解決に努めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 最後に1つ確認させていただきます。

今受けた説明というのは、仕組みによる受動的な対応だということに思っています。いわゆる本当にサポートの必要な子というのはなかなか言えない。相談員がいても、相談窓口があっても、電話相談があっても、なかなかそこに行けないという子が必ずいるはずで、今できる対策として、今おっしゃられた内容というものは、令和3年度において進められたと思うのですが、今、私が言ったような、目に見えない問題があったり、なかなか声に出せないけれども、サポートが必要な子がいるといったものが隠れていると思いますので、これらの内容を踏まえて、今回数値、報告を確認させていただきました。これらを受けて、今回これで数値が出ましたけれども、どのような評価をどこまでできたという形でもいいので、どのような評価を現場がされているのかお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 お答えします。

先ほど、齊藤委員が言われたように、評価が非常に難しい問題であります。今回は評価指標としては、教室に復帰できた人数で評価をさせていただきました。しかし、だんだん考え方も変わって行って、教室に出させる、学校に出させることが不登校支援かということ、そうではなくて、将来的に児童生徒が社会で自立できるような支援をしていこうというような考え方に変わってきております。事実、あすなろ教室で、学校には通えないけれども、自分なりに進路を見つめ、しっかりと勉強に励み自分の居場所を見つけて頑張っている児童

生徒もいます。そのような形で、学校に出させるということ一辺倒ではなくて、いろいろな形で児童生徒一人一人が自分を生かせる場所を見つけられるように、それは私たちもそうですし、学校の教員にもそのような形で、一人一人児童生徒を支援するような形で支援をしていきたいと思いますということで取り組んでいるところであります。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業300ページになります。成果報告書は136ページ。

1点目は、決算額9,834万9,472円の主な内容を伺います。

2点目は、建替え予定の学校では、建築確認申請手続が必要ということではありますが、進捗状況とスケジュールを伺います。

3点目は、繰越額の1,776万8千円の主な内容と理由を伺います。

**○丸山隆弘委員長** 原田教育総務課長。

**○原田俊介教育総務課長** 1点目の主な内容につきましては、新城中学校の用地測量業務委託、新城小学校、新城中学校の分筆登記嘱託業務委託、職員用駐車場用の用地購入費と敷地の測量業務委託、各学校の給食受入調査・改修基本方針策定業務委託などです。また、令和2年度からの繰越事業として行った共同調理場実施設計業務委託も主な内容となります。

2点目の進捗状況とスケジュールですが、建替え予定の学校は新城小学校と新城中学校の2校です。建築確認申請に向け、新城中学校の用地測量業務、新城小学校、新城中学校の分筆登記嘱託業務委託を令和3年度中に完了しております。また、新城小学校、新城中

学校の地質調査につきましては、令和4年3月に業務を発注し、5月に業務を完了いたしました。これらの業務結果を基に、新城中学校の建築確認申請に関する手続業務を含む実施設計業務委託をこの6月に発注しております。工期を令和5年3月17日として業務を進めているところです。

3点目の主な内容と理由につきましては、土地開発公社から購入しました駐車場用地の実実施設計業務委託につきまして、敷地測量業務実施後の発注となり、年度内での完了が見込めないことから繰越をお願いしたものです。

また、県道用地の払下げ手続において県から指示をされました土地確定・分筆登記の委託費と、払下げを受ける県道用地内にある構造物の取壊し費用につきまして、土地の境界画定において時間を要したことから年度内の処理ができず、繰越を行ったものです。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 答弁のほうで、おおよその理解ができました。

全体の内容については、令和3年度というのは、主に17校の受入れの整備のことがほとんどだということでもいいのか伺います。

**○丸山隆弘委員長** 原田教育総務課長。

**○原田俊介教育総務課長** そうですね。事業費的にはそちらのほうが大きいかと思いますが、業務的には県の用地の取得に向けた調整というのも行っております。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 本体のほうも少しあるよというところで理解いたしました。17校の受入れのほうは、ほぼほぼの内容なのかなというところで理解いたします。

県の用地の払下げの件については全て完了して、いつまでに買えるとか、そういった話は令和3年度で決まったのかどうか伺いたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 令和3年度中につきましては、県から指示がありましたように、県の境界確定を行っていましたが、その業務が年度内に完了していませんので、そこまで詰めた話合いは、令和3年度中にはできていませんでした。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだできていないということで、そこが買わなければ、本体の実施設計と土地の建築物が建てられないというところだと思いますが、この中で実施設計の図面はできているのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 修正の実施の図面につきましては、できております。まだ工期が11月30日までですので、納品はされておりますが、図面はできております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 図面ができてはいるけれども、まだ納品していないというところでもあります。

その件で、今回の事業も含めてですが、私のほうで資料請求のほうもさせていただきましたが、駐車場の整備に関わる職員駐車場も含めての図面等も資料で欲しいということですが、そこら辺も出ていないのですが、なぜ出ていないのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 昨日もお答えしたかと思いますが、その点につきましては1度確認をして、出せる資料は出していきたくて考えております。昨日は入札前ということで、お出しできないという答弁をさせていただきましたが、そこは確認させていただくということで、昨日答弁させていただいたとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだ確認ということで、返事が来ていないというところなのですが、専門家の人にも聞いたのですが、図面だけ見て

も、市が懸念するような、例えば入札金額まではじき出して分かるというものではないよと。だから問題なく、図面だけ見てもそこまで分からないから、なぜ出さないのかなというようなコメントもいただいております。そういう中で、市はどのように考えているのか。

また、どのように検討しているのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 お出しできるものについては積極的に提出していきたく思いますので、御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、総括の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、総括のところを教えていただきたいと思います。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を目的とした、国県が個人事業者等に行った各種の助成金に対して、前年の所得を計算する場合に、その部分を課税、もしくは非課税の取扱い、またその影響について伺いたいと思います。

2点目は、企業がコロナ危機の対応で受けた融資、通称ゼロゼロ融資といいますが、この返済の影響について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 2点の質疑をいただいております。私のほうからは、(1)についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国県が個人事業者等に行った支援としましては、持続化給付金などがございます。国税庁の通知によりますと、国や地方公共団体から

の給付金、助成金、協力金などにつきましては、所得税法上、その支援の対象者や目的などにより課税関係が異なり、助成金等の支給となる法令等の規定で非課税とされるものは非課税となり、それ以外は課税対象となっております。

事業に関連して支給される事業者等への助成金では、休業等に伴う事業者の収入が減少したことによる減収補填や賃金の支払いなどの必要経費に算入すべき支出の補填を目的とするものは課税対象となりまして、事業所得に区分されるものとなっております。

影響といたしましては、助成金等を事業収入等として確定申告した内容に基づき、翌年度の市県民税が計算されます。また、前年所得を基に算定がされるものとしましては、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などがございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 それでは私から、2点目のゼロゼロ融資の件でございます。

ゼロゼロ融資の状況につきましては、直接市の決算と関わりがあるものではありませんので、市内金融機関からの聞き取りの状況によるものになりますが、据置期間が5年以内ということでありまして、据置期間の短い事業者は返済が始まっております、今のところ返済が滞るなどの影響は出ていないというように聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点目は各種の助成金が所得のほうに入っており、国税庁の通知になると課税対象になるということで、大変事業者の人たちはコロナで大変なときに補助金等をもらったのに、それをもらったために、その部分も課税対象になるということで、非常にさらなる事業者は苦しい状況に追いやられているのではないかと懸念するところでありまして、そういうことで、国のほうは非課税にするとか、そういったところを考えてもらわないと大変な状況になるのではないかと懸念をいたしました。現状のほうは分かりました。

と懸念するところでありまして、そういうことで、国のほうは非課税にするとか、そういったところを考えてもらわないと大変な状況になるのではないかと懸念をいたしました。現状のほうは分かりました。

2点目のゼロゼロ融資のところなのですが、この返済が2023年の5月から本格的に返済が始まるというところで、結構たくさん借りてしまった業者さんもいるみたいで、そこで返済ができるのかどうかというところが、非常に深刻な問題も起きるのではないかと懸念をいたしました。今のところは返済等に困っているというところがないということなので安心しましたが、引き続き、例えば、今回でも不能欠損でも法人市民税で10万余の金額があったりしますので、ここら辺の倒産が市内で起こっていないかというところも注意が必要ではないかと思うのですが、その辺の見解はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 また、今後の状況につきましては、市内金融機関等から情報を常に集めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

次に、決算審査意見書の質疑に入ります。

最初の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、令和3年度新城市決算審査意見書について、1款市税、5ページ。

(1) 不能欠損に至った主な理由を伺います。

(2) 収入未済額回収への取組を伺います。2点。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 不能欠損に至った主な理由につきましては、まず、時効の完成のためであります。時効の完成は、対象の市税の徴収できる権利が消滅する期間を経過してしまうことです。

督促や催告及び臨戸訪問等により納税折衝を行ったものの5年間の時効期間を経過したことによるものです。

次に、処分停止期間の満了のためです。これは、滞納処分になっている滞納者が、財産がないことが判明したり、滞納処分をすることで生活が窮迫したり、滞納者の所在や財産が不明で執行停止となり、その執行停止の期間が3年間経過したことによるものです。

収入未済額回収への取組につきましては、時効完成を理由とする不能欠損を生じさせることがないように継続した納税折衝に努めることや、納税折衝にも関わらず納付に応じない滞納者には財産調査を行い、納付資力が判明した場合には、東三河広域連合徴収課への移管を含め、滞納処分による徴収を積極的に進めていくことです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、1つずつ聞いていきます。

不能欠損になった理由は、時効とかいろいろな理由があると思うのですが、毎年この問題が上がってきているのですね。毎年同じようなことをやっていけば、毎年同じような不能欠損になるのですが、昨年、その前と比べて不能欠損を防ぐような方法とか、そういう対策はされておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 まず、令和2年度から令和3年度における滞納繰越分の状況につきまして説明させていただきます。市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の合計で2,306万300円となっております。令和2年度の不能欠損額よりも43.3%ほど減少してお

ります。こちらにつきましては個人市民税が30%、法人市民税が65%、固定資産税が48%、都市計画税が46.2%の減となっている状況でございます。

対策につきましては、今、お話をさせていただいたのですけれども、自主納付というものをお勧めするという形で、納税折衝をしっかりとって、納付相談をしっかりとっていくということをやっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 全国的な統計も出ていたけれども、5割以上の方が生活が苦しいという、コロナで特にこういうことがあるのですけれども、不能欠損が出るというのは、苦しくても税金を払われている方にしてみれば何とも納得できないところなのですね。債権といった、お金を集めることは、民間では10年ぐらいですけれども、行政は5年で時効になってしまう。言い方を変えると、5年逃げ切れれば払わなくていいという感覚が市民にあるのですね。

それで、実際、不能欠損にならないように、債権が放棄されないようにという努力は、先ほども申されましたけれども、連絡方法だけではなくて、各担当者の方は交渉を毎回しておられるのでしょうか。ちょっと見えてこないものですから、どのような交渉をされているか伺います。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 まず、納付されない方につきましては、20日以内に督促状を送ります。その後、まだ未納の方につきましては催告という形にいきます。会計年度任用職員の方、コロナで中断しているところもありますけれども、臨戸訪問をして未納明細や納税相談をするために来庁していただきという御依頼をさせていただいて、それで納付のほうへの自主納付という形を進めております。

納付の相談につきましては、やはりその方々による状況、理由等もあるものですから、その辺のお話をよくさせていただきながら、どれぐらいまで分納できるのかというところも相談をしながら、今後の納税計画というものを立てて、それで納税折衝という形で進めております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 払えない理由はあると思うのですが、市のほうからは2人1組ですかね。不能欠損になりそうなところへ今、行っているということなのですけれども、実際に業務的には回って、回収には費用対効果が出ておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 今回の令和3年度の主要施策報告書にも掲載させていただいているのですが、2名1組で臨戸訪問をさせていただいて、大体年間に全未納者へ年3回ぐらい回れるようなスケジュール的なものになっています。

それから納付相談をして2か月の間に、その方が納められた金額というものを主要施策成果報告書のほうに掲載させていただいております。令和3年度の実績として5,093万9,000円ほどになっているという状況でありますので、臨戸訪問をして税金をいただくのではなくて、納付をお願いしますというような喚起させていただいたり、納税相談をという導きをして、それで納付していただく。相談をお願いするという形で努めております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今の点なのですが、皆さんそれぞれ苦しいながらも払っているものですから、たしか時効というのは債権の途中で一部でも回収すれば時効が延長するのだったと思いますけれども、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 おっしゃるとおり、

納付をされた場合、そこで時効が一旦またリスタートするという形になりますので、お話のとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、お願いするということも確かに大事なのですが、やはり民間ですと時効の中断があれば、債権はまた5年延びるといふことの観点から見れば、実際行ったときに1,000円でも500円でも集金するという、そういう方向の検討はなかったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 その辺は納税者の方の御意向に沿っている状況なので、臨戸訪問によっていただけてくるという金額というのは、そんなに高くはなくて、臨戸訪問で例えば未納明細とか、御連絡くださいというメッセージ的なものをお渡ししたり、留守ですと冊子を置いて帰ってくるわけですが、その後、納めていただいたりという状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 何度も言いますが、税金が払えないのと払わないのは大分違うと思うのですね。少ないながら払っているというのは確かに認めるところもあるのです。ですから、時効を5年たつて債権を放棄して、放棄債権調書に載ってくるようなことのないような方法は私は選ぶべきだということを言っております。促すというのは確かにそうなのですが、臨戸訪問して催告とか書類等を渡すというのは確かに大事なことなのですが、やはり税金は払わないといけないというような、払えない方に払ってもらいかどうかというと、人権の問題があるのですけれども、払えないようなところと、払えそうで払えないという基準というのが難しいのですけれども、訪問したときに報告書にはそういうことが書いてあるのでしょうか。

皆さん、5年たつて踏み倒せばいいという

ことは許されないことなのですから、細かいことなのですが、市民に対する払うべき義務というのは御説明できるような状態になっていますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 臨戸訪問のときには納税をお願いするという形で説明させていただいて、直接会えればそのような形で、もちろんお話をさせていただいておりますし、文書でも納付のお願いという形、そして留守の場合は御自宅のほうに、例えば、軽自動車が置いてあったとか、ナンバーがこうだったとか、納税の財産的なものも、見れる範囲ですけれども確認をして、それで訪問を終了するという形になっております。ただ、やはり財産的に厳しい方というのは、どうしてもいらっしゃいますので、そういった方を財産のない方という形で判断をして、滞納処分というのも財産がないということで執行停止という形、そして3年間で滞納繰越の不能欠損という形というのも管理の1つかなというようには思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 税務署でもそういうところがあるので、財産があれば処分していただく。それは厳しい言い方ですと、差し押さえということになるのですが、新城市では差し押さえというのは、過去にそういうことをされたことがありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 差し押さえはもちろんしておりますし、メインは先ほどお話しさせていただきましたのですけれども、東三河広域連合の徴収課において、滞納の臨戸訪問をして納税折衝をしたにも関わらず、納付のほうに結びつかない、納付していただかない方につきましては、東三河広域連合のほうで差し押さえ等の滞納処分を主に行っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 しつこいような言い方なの

ですけれども、税の公平性から見て、これはしっかり力を入れてほしいのです。まず1つは、先ほど言ったように時効が完了して、払わなくていいような状態をつくってほしくないというのと、所在されている方が不明の場合は仕方がないところがあるのですが、実際にいる方も多いと思うのです。

それで交渉の能力がそれぞれあると思うのですけれども、先ほどの点から見れば、時効が中断しないように少しでもやっていただくと。さっき聞き逃したのですが、少しでも税収をその場で回収できるときは、一部でも回収していることが今までありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 臨戸訪問した折に金額をいただくということもあるものですから、納付をいただいているという方もいらっしゃいます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 金額的に結構大きいものですから、債権の回収というのは、どこの市町村も大変だと思います。広域連合の債権回収のほうに回せばできるかという、そうでもないと思うのです。借金取りが借金を取りにくいように、なかなか大変なのは分かるのです。しかし、努力をしっかりと出していただかないと、ちゃんと払っている方にとっては、何で5年間踏み倒せばただになってしまうとか、そういうことを言う市民の方はおられるのです。その中で、放棄債権調書の中にあります生活保護費返還金というのが106万2,304円とあるのですけれども、これはどのような返還金なのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 反問権を使わせていただいでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長、反問権はどこ部分でしょうか。質疑の趣旨が不明でしたら、お返ししていただければ、また質疑していただけるとお思いますので。

○白井薫債権管理室長 では、趣旨を教えてください。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 手元にある資料なのですが、先ほどの件から言いますと、回収できなかった債権ですね。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、その資料を今お持ちのようなのですが、その資料の出どころも含めて、そこから始まっていたかかないと皆さん戸惑いますので、よろしくお願いします。山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、ちょっと勘違いしておりました。債権放棄のところを見て言ったのですが、では違う点にいきます。

2番目の収入未済額回収の取組についてなのですが、先ほどのことと一緒になのですが、発生する原因があると思うのですが、主な収入未済額の発生と今回のコロナの状況との関連はありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 やはり滞納される方の理由として、納税意識がどうしても低いところもあります。今回、臨戸徴収する上でコロナによって収入が減ったという方もいらっしゃると思います。ですので、そういった方々も中にはいらっしゃるというように把握しております。

○丸山隆弘委員長 続けてお願いします。山田辰也委員。

○山田辰也委員 では続けて、総評57ページ、単独随意契約が多く見られるとの意見が出されているが、問題点と今後の指導方法を伺う。

2、各所管課における台帳管理が指摘されていますが、今後の取組についてどのような対応をすべきか伺います。

3、業務手順書の整備について、各課によりばらつきがあるとのことですが、どのような点なのか、以上3点伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 3点いただきましたの

で、私のほうから、1点目について御答弁させていただきます。

単独随意契約自体に問題があるというのではなく、意見書にも記述があるとおり、長年にわたり継続して同じ契約がなされる事業については、環境の変化や仕様の変更など条件が変わってくる場合が考えられるため、前例踏襲することなく、契約更新の都度、見直しを図る必要があるが、その点が監査で確認できない場合があったということで、今回指摘されたというように、私どもは認識しております。

これにつきまして、各事業担当職員が随意契約の正しい知識を持っていただいて、常に公正な事務手続が行えることと、条件や仕様に改善点はないかというところを常に意識し、事務手続を行うよう、全職員へ周知を図るため、職員研修を継続して実施してまいりたいというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 阿部監査委員事務局参事。

○阿部共志監査委員事務局参事 それでは、2点目と3点目につきまして回答させていただきます。

まず、2点目でございますが、各種台帳は、財産の管理や事業の執行管理を行う上で基礎となる情報であり、特に現状を正確に把握するためには、最新の情報が反映されていることが重要となります。

監査等において、一部の台帳において、作成後の加除が不十分で、現状との整合性が保たれていないものが確認されましたので、今後の取組といたしましては、個々の調書の記載内容と現状について再度の確認をお願いするとともに、加除の時期や方法等に関するルールを定め、また、様式についても必要な情報を把握できるものとなっているかについて、いま一度確認していただき、事業の推進において正確な情報が反映された有用で役立つ台帳となるよう、監査委員が指摘されたものと

認識しております。

3点目につきまして、業務手順書につきましては、内部統制を進めていく上で、業務の適正な執行に大変有効なツールであると認識しておりますので、監査委員といたしましても確認を行っているところであります。

確認の結果、手順書が必要と思われる業務について、まだ整備がされていない事例が見受けられました。

また、様式については、参考様式に基づいたもの、業務を箇条書きしただけのもの、既存のマニュアルや関係する法令・資料などをつづただけのもの等を確認しており、内容につきましても、フローチャートの使用の有無や特記事項・注意点の記載の有無等に差があったため、監査委員といたしましては、こういった点に対してばらつきがあるといったところを認識し、表現されたものだと理解しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、1の点について再質疑します。

単独の随意契約、鈴木養鶏場のときもそうでしたし、共同調理場の基本設計のときもそうだったのですが、ガイドラインに沿った随意契約ということの説明を受けていたのですが、一般競争入札をするように国からの指導があると思うのですが、新城市の場合は随意契約が多いということで、このことを聞いているのですが、随意契約の利点をもう1度教えていただけますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員おっしゃられるとおり、地方公共団体が締結する公共調達の場合は一般競争入札が原則であるというのはおっしゃるとおりでございます。

随意契約については、競争に付する手間を省略することができることとか、契約の相手方となるべきものを任意に選定しますので、

相手方の資力、信用、技術、経験等の有する業者を容易に選定することができるということが長所であるというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その点で、いつももめるのが、一般競争入札をすれば広くいろいろな方から取れて金額的にも安くなると思うのですが、公平公正な点から随意契約はできるだけ避けて、今、言ったように一般競争入札にしていくほうが私はいいと思うのですが、そういう話は、こちらから聞くと随意契約がいいということを受けるのですが、一般競争入札にできるだけ多く変わっていくという検討はあったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 一般競争入札もよいところばかりではないというのがありますので、随意契約が全て悪いというように私どもも思っておりませんので、制度をしっかりと守って、地方自治法にものっとりしますので、その辺の節度を持った随意契約を進めていけばいいかなというように私どもは思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 金額の少ないものとか特殊な作業というのは随意契約をしてもいいと思うのですが、やはり公務の関係から言うと最小限の費用をもって最大限の効果を得るには一般競争入札が私はいいと思うのです。

例えば、今度のセンターの調理場の基本設計ですね。基本設計を受けたところが、必ずしも実施設計をしなくてもいいというのは他の市でもあるのですが、新城市はほとんどが基本設計を受けると実施設計に移っていくという傾向があるように見えるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 そのような傾向があるというようには思っておりませんが。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 他市では基本設計があって、実施設計の場合はまた入札して、ほかのところが取るところがあるのですが。今までの経緯を見ますと、基本設計を受けた会社は、実施設計をするのに有利だとか仕事が早く進むということが書いてあったのですが、公平公正の点から見れば、基本設計があった後も実施設計の入札というようにするべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 その辺のメリット、デメリットをまだ検証もしておりませんので、何とも言えないところで、やりますとも言えませんし、検討させてくださいというようにしか言えないような状況ですのでお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今後の検証に使っていただきたいと思います。ここに書いてあるのは、単独随意契約が多く見られる等の意見が出されていると書いてあるものですから、来年も同じような問題点が出ないようにしていただきたいと思います。

2番目に入りたいと思います。

台帳管理が指摘されているということは、台帳管理に問題があったということだと私は認識しているのですが、台帳管理というのは、公文書とかそういうものに当たるといことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 阿部監査委員事務局参事。

○阿部共志監査委員事務局参事 公文書に当たるといいます。加除が最新の情報が反映されていなかったり、鉛筆で加除があったといところで指摘をされたところだと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 台帳は文字で出ていますけれども、市民にとっては大きな財産だと私は思っているのです。ですから今回の給食共同

調理場の件の基本設計の書類の見積りがなくなっただということがありましたけれども、こういう管理は今後ないようにしっかりやっていただけるということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今言われたことについて、公文書ではありませんので、ただいまおっしゃった件の件名については公文書ではないと思います。よろしくお願ひします。再度確認の質疑をしますか。山田辰也委員。

○山田辰也委員 すみません。帳面でしたね。ちょっと勘違いしました。

では、3番目の業務手順書の整備について、再質疑ですが、業務手順書というのは、内部統制をするための手順書ということと同じでしょうか。

○丸山隆弘委員長 阿部監査委員事務局参事。

○阿部共志監査委員事務局参事 内部統制ですけれども、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、必要なルールや仕組を整備し、適切に運用していくことだと思いますので、それにつきまして業務手順書は大変有効なツールになると認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この業務手順書ですね。普通の会社は車検証とか保険証の管理も当然なのですが、最近ちゃんとしてきているように見えますけれども、車検が2回も3回も切れていたり、事故が起きたということがあるものですから、当然業務の手順ですから、事故とかそういうものの管理がちゃんとできていれば同じような失敗がないと思うのですけれども、中ではそういう話はされているのでしょうか。各課はそれぞれ違うといいますが、管理については手順書に載っていると思うのですけれども、1番不思議だったのは車検が切れたまま乗ってしまったとか、保険

が切れたまま乗ってしまったということを疑問に思ったものですから、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 阿部監査委員事務局参事。

○阿部共志監査委員事務局参事 車検切れにつきましても、イレギュラーなときにそういう事態が起こったりすると思いますが、やはり手順書はそういったこともカバーできるように、リスク管理に重点を置いて整備していただきたいと、監査のほうではそのように思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
ここで、休憩を取りたいと思います。16時20分まで休憩いたします。

休 憩 午後4時10分

再 開 午後4時20分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

~~~~~  
2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

意見書の質疑です。

1款の市税、5ページです。

市税の収入済額は前年度と比較すると5,815万9,248円、0.8ポイント増加だということでもあります。市民税（個人）は減少したのですが、特に市民税の法人が大幅に増えて、市民税の収入済額が大幅に減ったとありますが、主な原因を伺います。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 市税収入済額が前年度との比較で増加しているものにつきましては、令和2年度の市税収入済額は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響によりまして、令和元年度との比較で1億9,144万5,391円の減額

と大きく落ち込んでおりました。今回、令和3年度決算における令和2年度との比較ではこのような増加となったものでございます。

その中で個人市民税の減少の主な理由といたしましては、課税対象となる給与所得者数の顕著な減少、また、令和3年度所得割額は新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい令和2年中の所得による算定となり減額となっております。

法人市民税につきましては、企業業績が落ち込んだ令和2年度では、前年度比で1億7,134万9,100円の減額となりましたが、令和3年度決算では、企業収益の回復が見られまして、令和2年度との比較では1億5,155万200円の増額となっております。

市税収入未済額の減少につきましては、令和2年度において、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による納税猶予制度によりまして、法人市民税等など1年間が猶予された税額が令和2年度決算で計上され、令和3年度では納付されたことによるものと考えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、こちらの状況というのは、コロナの影響で一旦、税のほうは1億ほど落ち込んだものが、令和3年になってから、それが元に戻り始めているという状況で理解をすればいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 個人市民税につきましては、前年の所得によって計算がされますので、1年遅れということになりまして、令和3年度の市県民税が令和2年中の所得によってということになりますので、減少ということが言えます。法人市民税のほうは令和元年度までは戻ってきておりませんが、令和2年度で落ち込んだものが少し戻ってきているという状況でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

少しずつコロナの影響は乗り越えて、少しずつ復活してきているのかなというところで理解をいたしました。

次の財政の分析のほうに入りたいと思います。54ページになります。

こちらのほうでは、経常収支比率が令和2年度92%から、令和3年度は86.8%と下がった理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費、経常的経費と言いますが、に充当された一般財源が、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、経常一般財源と言います。と臨時財政対策債等の合計額に占める割合を表したものであります。

令和3年度に数値が下がった主な理由でございますが、分母であります経常一般財源のうち地方交付税や臨時財政対策債などが令和2年度と比較し、大きく増加したことによるものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こちらのほうは大きく国からのお金が入ったというようなことかと思うのですが、その中でもコロナの交付金が平常時よりも多く入ったということも、経費率のほうが変わってきた状況があるのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員おっしゃるコロナの経費と言われると、地方創生臨時交付金のことだと思いますが、あちらは経常一般財源ではありませんので、ここの率には全く影響ありません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

ここの経常比率の中には公債費等も入っているのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 一番最初に申し上げましたように、人件費、扶助費、公債費等が経常的経費というように考えておりますので、そこに入っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 固定費みたいな形で人件費とか公債費等も入っているということで理解いたしました。

公債費のことでお聞きしたいのですが、今回、元金が増えているというように思うのですが、その辺の影響等は影響しているのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 増えた部分については影響はあったと思いますが、最初に申し上げた分母のほうの地方交付税等の伸びが大きかったのも、そこが吸収してしまったということになるかと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

地方交付税が今回吸収するぐらい大きかったというようなところでの数値が下がったということで、私も理解をいたしました。

そうすると、今回の令和3年度はこういう結果なのですが、令和4年度は地方交付税の分母のところ小さくなったら、元に戻ってしまうというような状況が考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員おっしゃるとおり、令和3年度は国の補正予算で、国のほうの税収がよかったものですから、追加で再算定ということで地方交付税が増額されております。ですので、これは1年限りですので、4年度は多分想定できませんので、また元に戻って

しまうのではないかとこのように思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。理解いたしました。

それでは、次の総評の質疑に入りたいと思います。56ページになります。

主な留意点について伺います。

2、業務手順書については、内部統制に準拠した業務手順書が各課で完成度にばらつきがあると記載されておりますが、どのような状況なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 阿部監査委員事務局参事。

○阿部共志監査委員事務局参事 それでは、2点お答えさせていただきます。

まず、(1)決算審査意見書の総評では審査の留意点として4点が挙げられています。

内容といたしましては、総評に記載のとおりですので、ここでは簡単に説明させていただきます。

まず、1点目といたしまして、随意契約についてであります。令和3年度も単独随意契約が多数確認されました。随意契約は例外的な契約方法であるため、長年にわたる単独随意契約について、たとえそれがガイドラインに沿った内容で前年度と変更がないものだとしても、毎年、競争性の有無等を確認して適正な執行に対する検証を求めるものです。

次に、2点目といたしまして、補助金等についてであります。補助金等につきまして、既得権化・常態化が進むことを避けるため、補助とはあくまでも自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であることを明確にし、また、期間の長い事業、特に金額の大きな事業については、実績報告の段階で事業を確認するだけでなく、中間報告等により、途中の段階でも進捗状況を確認することで、事業のより適切な執行を図ることを求めるものです。

続きまして、3点目といたしまして、各所

管課における台帳管理についてであります。

一部の台帳につきまして、現状との整合性が取れていないものが確認されましたので、適切な加除で正確な情報を管理することにより、その台帳を今以上に業務に生かすことができるよう、記載事項の再確認等を求めるものです。

最後に4点目といたしまして、業務手順書の整備についてであります。業務の適正な執行の助けとなる手順書の整備状況について、各課にばらつきが見られたため、業務内容の確認が容易にでき、リスク回避にも有効となる手順書の整備を求めるものです。

続きまして、(2)です。こちらにつきましては、山田委員へのお答えのとおりですが、様式について、参考様式に基づいたもの、業務を箇条書きしただけのもの、既存のマニュアルや関係する法令・資料などをつづただけのもの等を確認しており、内容につきましても、フローチャートの使用の有無、特記事項や留意点の記載の有無等に差があったため、このように表現したものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

今4点にわたって大事な留意点を答弁でしていただいたので、どれも大事なことだこのように理解いたしました。

1、2全体で再質疑という形になるのですが、過去に公文書の紛失だとか、外構費を入れ忘れたとか、土地の敷地境界線を確認せずに基本設計を行ったりとか、度重なるミスがあったわけではありますが、そういったところも含めて鑑みて、これは業務の手順書に入っていくような内容なのかなというように思うのですが、市民から見れば当たり前のことが、なぜ落としてしまうのという声がたくさん寄せられているのです。こうした中で、各課で統一されていないというのは、大変私としては疑問なのですが、そこにはどういっ

た課題、なぜそれができないのか伺います。

○丸山隆弘委員長 阿部監査委員事務局参事。

○阿部共志監査委員事務局参事 手順書の様式につきましては、参考となるものは示されております。その様式はフローチャートの格好をとったもので、分かりやすくなっていると思うのですが、業務の内容でフローチャート形式と、割と簡易な様式ですので、そういったものにそぐわない業務もございます。そういったものにつきましては、もっと詳しく書いたマニュアルを各課でそろえているところも確認しております。いきなりそういった難しいマニュアルの何ページに書いてあるとか、すぐに確認できないと思いますので、どこにどういったことが書いてあるかといったことは、既存のこちらで示してある様式でカバーできると思いますので、そういった使い分けをしながら対応していただければと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大変大事なところの指摘だと思います。新しく課に入った方でも、その手順書等を見れば、どういったところはやってはいけないのかとか、こうやってやればいいのかというところが分かると思うのです。そういったところが、どこに行っても安心して配属して仕事ができるということが必要だということで、この意見書等、留意点だよということで理解いたしました。そういう中で、目次みたいなものを作って示して、分かりやすくというところで今、答弁があったと思います。

そういったところで、どこの課にもそこが統一されていれば、私自身も1番いいと思うのですが、これは早急に手順書等各課でやるべきだというように思うのですが、市長の見解のほうを伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口行政課参事。

○山口貴司行政課参事 それではお答えしま

す。

業務手順書につきましては、ここ数年決算審査意見書で、いろいろと御指摘を受けているところがございます。それで各課で手順書を整備してきているところがございます。今回、完成度にばらつきがあるとか、リスク管理項目が網羅されていないものがあるという御指摘がありましたので、こちらのほうでも各課の手順書の確認をさせていただきました。

やはり、そういった御指摘についてのとおり記載にばらつきがあるというように確認をしたところがございます。今後、異動等で誰が見ても分かるように、それでミスが低減できるような形で手順書の様式の統一化を図ったり、各事業の中に潜むリスクを意識して、これもリスト化して、課の中とか全庁的にも共有したり、そうしたリスク管理とかチェック体制の確立ということも含めて、作成方法とか記載事項等を検討しまして、全庁的に統一的なリスク管理項目が網羅された手順書が整備できるように全庁に周知をしまして、取り組んでまいりたいというように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

決算審査意見書の質疑を終了します。

以上で、第94号議案の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時40分

再 開 午後4時41分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 今議題になっております第94号議案 令和3年度新城市一般会計決算認定に反対する立場から討論に入りたいと思います。

私が反対する理由は、令和3年度大綱予算で説明した目標、持続可能な自治体経営の加速を促すという状況に至っていないと考えるからであります。

詳しくは本会議で説明をいたしますが、問題の事業等は多々あるからであります。また、一方で公債費の元金は増え続けており心配であるということがあります。また、新城公共商社推進事業であります。425万円の予算を執行しております。質疑のために議事録、カルテ等の資料要求を行いました。立ち入った話し合いをしているということから議員に提供できる資料、カルテ等の資料も提出できないというところで議論がしっかりできなかったというところが1点あります。

また、スピーディーな質疑の中でも問題になっている課題が解決しなければならないというところが浮き彫りになっていたと思います。その中でも50者中11者だけということで、カルテも大変遅いと思います。また、基準にされていた会社になると、外れたということで不公平感が出るのではないかとこのところで非常に心配しております。

また、高速バス事業についてですが、やはり実績値が1万2,157人にとどまっており、私は需要が伸びていないというように思っております。1台当たり平均5.6人乗っているというだけで、45人乗りのバスですので、まだまだ空白があるということでもあります。赤字の補填のほうも575万円余もあるということで、年間2,100万円以上する予算ですので、やはりしっかりほかの予算に振り分ける。

学校や教育、福祉、また、事業者さんや農家さんの支援に予算をつぎ込むべきだというように思っております。

また、学校給食の施設建築事業費も9,834万円であります。これは総事業費40億円を超える事業であります。ここも大事な工事の図面等も請求しましたが、いまだに出されておられませんので、そこは質疑に含まれて深い議論ができないというところで非常に残念であります。

そういった深まる議論等が資料等も含めて出てこないというところで、私は反対の理由としてさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

佐宗龍俊委員。

**○佐宗龍俊委員** それでは、ただいま議題となっております第94号議案 令和3年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

ただいまの反対討論について、特定の事業において成果の上がらなかったものがあつたということで認定できないというような内容でありましたが、そもそも決算審査は議会が議決して認めた当初予算、補正予算が適切に執行されたかどうかを確認し、認定するかです。もちろん予算を使って事業をやればよいというのではなく、成果が出たかどうかは非常に重要なことではありますが、その内容評価は次年度以降の予算計上や事業内容の検討のための材料となり、次年度の予算編成時、予算審査時に議論・討論をすべきものであると思っております。それぞれの事業内容の評価は今後の課題とするものもありましたが、令和3年度の予算執行が適正に執行されていたと見え、賛成討論といたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第94号議案 令和3年度新  
城市一般会計決算認定に不認定の立場で討論  
いたします。

不認定の理由としては、以下の点を申し上げ  
ます。

先ほど、佐宗委員からの結果を認めたもの  
だという話がありましたが、民間では結果が  
出ないようなものはいくらやっても意味がな  
いという点では、私は市役所であっても成果  
が出るようなものをつくっていただきたいと  
いうことで、決算認定に対して不認定とする  
ことを、ここに申し上げます。

1点目は、新城市公共商社推進事業が税金  
から425万円もの事業費を使って成果が出た  
かと言われたら、私は成果が出たようには見  
えないと感じております。この点については、  
皆さんが現状の市内の店舗を見れば分かるよ  
うに、ほとんどシャッターが閉まっています。  
このようなことになったのは、そもそも行政  
が商店街に対して力を入れていなかった結果  
であり、行政の職務が怠慢であったというこ  
とを私は思います。今さら新城市のよいもの  
をデータベースにして、事業カルテを作って  
も結果は見えていると思います。このような  
状態で、果たして新城市の商店街が活性化す  
るか。新城市のいろいろなよいものが出てく  
るか疑問に思います。

2点目は、若者議会の成果についても、市  
民の中からは疑問点が多く、これはやめるべ  
きだという声が上がっています。新城市の将  
来を考えるならば、無報酬でも新城市をよく  
したいということで参加される委員が交通費  
だけもらって、報酬をもらわないような考え  
がいまだ出ておりません。

3点目としては、高速バス運行事業ですが、  
当初の目的は通勤・通学と言ったのですが、  
今ではほとんど買い物や観光にしか使ってお  
りませんし、運用についても国からの補助金  
があっても相変わらず赤字で、費用対効果は  
全く見えてきていません。改善計画をしても、

相変わらず6人から7人しか乗車客はありま  
せんし、このままでは市民からすぐやめろと  
いう声が出ても仕方ないと思います。

4点目は、地域自治区の運営についても、  
合併が終わった今、豊田市、浜松市を見れば  
解散がされておりますように、地域自治区も  
解散するのが妥当だと私は考えております。  
このような二重行政が行われていることは、  
市民にとっては税金を使うだけだと考えてお  
ります。市民から予算のばらまきだという声  
が上がっているのも事実です。

5つ目としては、学校給食共同調理場の受  
入れ施設のお金は9,800万円も使う事業です  
が、ここの点については、一旦立ち止まって  
よく考えるべきだと思い、今回の決算認定は  
不認定として討論いたしました。よろしくお  
願いします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありません  
か。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第94号議案を採決します。賛否両  
論がありますので、起立により採決します。

本議案を認定することに賛成の委員の起立  
を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第94号議案は認定すべきものと決  
定しました。

お諮りします。

本日の会議はこれまでにとどめ、散会した  
いと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

本日は、これで散会することに決定しまし  
た。本日はこれで散会します。

次回は13日午前9時から再開します。

散 会 午後4時51分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘